

第1章 第1節 計画の策定方針

第1章 第3節 市の概況と災害環境震-15

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
	また、住民一人ひとりが、災害に対する事前の備えとして町会・自治会・区等の地域の防災活動に積極的に参加し、日常の活動を通して共助の意識を育むなどの取組も重要である。 なお、これらの取組みの推進に当たっては、感染症等への対策を講じていく。			また、住民一人ひとりが、災害に対する事前の備えとして町会・自治会・区等の地域の防災活動に積極的に参加し、日常の活動を通して共助の意識を育むなどの取組も重要である。 なお、これらの取組みの推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症など感染症への対策を講じていく。		
震-28	平常時	被災対策	共助 ふるさと協議会 削除 ◆避難所運営組織の結成	平常時	被災対策	共助 ふるさと協議会 ◆避難場所・避難所の選定 ◆避難所運営組織の結成

第2章 第1節 災害に強い人と地域をつくる

震-33	町会・自治会・区等は、令和6年4月1日現在、295団体が組織化されている。災害対策においては、その組織力を生かして「共助」の中心的な役割を担うことが求められる。日ごろの地域活動の機会をとらえて、下記のような災害対策に関する活動を盛り込んでいくことが重要である。			町会・自治会・区等は、令和4年4月1日現在、295団体が組織化されている。災害対策においては、その組織力を生かして「共助」の中心的な役割を担うことが求められる。日ごろの地域活動の機会をとらえて、下記のような災害対策に関する活動を盛り込んでいくことが重要である。		
震-35	指標の名称	現状値 (令和 5 年度)		指標の名称	現状値 (令和 4 年度)	
	自主防災組織の結成	72.8%		自主防災組織の結成	76.4%	
震-37	情報の収集と伝達	■災害時に迅速な情報集約ができるよう町会・自治会・区等から被害状況、安否情報を収集できる体制を確立する。 ■市が発する災害時の緊急情報は、町会・自治会・区等を通して回覧や掲示等により周知できる体制を整える。		情報の収集と伝達	■災害時に迅速な情報集約ができるよう町会・自治会・区等から被害状況、安否情報を収集できる体制を確立する。 ■市が発する災害時の緊急情報は、町会・自治会・区等を通して回覧や掲示等により周知できる体制を整える。	
	避難所運営	■（避難所運営組織に関しては、第2章第1節第1「自助・共助の育成」参照） ■市は、地区住民の意見も取り入れながら避難所運営マニュアルの見直しを適時行う。		避難所運営	■（避難所運営組織に関しては、第2章第1節第1「自助・共助の育成」参照） ■市は、地区住民の意見も取り入れながら避難所運営マニュアルの見直しを適時行う。	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
	物資の運搬体制	■防災備蓄倉庫から指定避難所への物資運搬が円滑に行なえるよう、各コミュニティエリア（21エリア）内において、エリア内の事業者等との連携により、運搬体制を確立する。			物資の運搬体制	■防災備蓄倉庫から指定避難所への物資運搬が円滑に行なえるよう、各コミュニティエリア（21エリア）内において、エリア内の事業者等との連携により、運搬体制を確立する。		
	応急給水体制	■災害時に応急給水拠点での飲料水の供給が円滑に行なえるよう、 地域 との協力体制を確立する。			応急給水体制	■災害時に応急給水拠点での飲料水の供給が円滑に行なえるよう、 ふるさと協議会 との協力体制を確立する。		
	要配慮者の支援体制	■（第2章第3節第4「要配慮者支援体制」参照）			要配慮者の支援体制	■（第2章第3節第4「要配慮者支援体制」参照）		
	防災訓練の実施	■上記の協力体制を推進・強化するため、各種訓練の実施を支援し、体制の検証を繰り返し実施する。			防災訓練の実施	■上記の協力体制を推進・強化するため、各種訓練の実施を支援し、体制の検証を繰り返し実施する。		
震-40	指標の名称		現状値 (令和6年度)		指標の名称		現状値 (令和5年度)	
	女性防災リーダーの指名		4. 5%		女性防災リーダーの指名		9. 4%	
震-44	種類	主管部局	想定危機事象	活動内容	種類	主管部局	想定危機事象	活動内容
	大規模暴発火災	消防局	危険物施設火災、同時多発火災、市域広範囲断水、可燃性ガス噴出、ガスタンク等爆発	避難指示、出火防止、延焼拡大防止、河川・沼等からの取水（延長）、広報	大規模暴発火災	消防局	危険物施設火災、同時多発火災、市域広範囲断水、可燃性ガス噴出、ガスタンク等爆発	避難指示、出火防止、延焼拡大防止、河川・沼等からの取水（延長）、広報
	危険物流出事故	消防局	火災発生危険	避難指示、出火防止、延焼拡大防止、危険物の除去、広報	危険物流出事故	消防局	火災発生危険、 多数傷病者発生	避難指示、出火防止、延焼拡大防止、危険物の除去、広報
	大気汚染	環境部	劇薬物流出事故、工場事故（特定物質及びばい煙等拡散）、有毒ガス発生（地中、廃棄物処理場など）、富士山噴火	避難指示、汚染物質の特定・除去要請、広報	大気汚染	環境部	劇薬物流出事故、工場事故（特定物質及びばい煙等拡散）、有毒ガス発生（地中、廃棄物処理場など）、富士山噴火	避難指示、汚染物質の特定・除去要請、広報
	土壌汚染	環境部	上に同じ	避難指示、汚染物質の特定・除去要請	土壌汚染	環境部	上に同じ	避難指示、汚染物質の特定・除去要請
	放射線汚染	環境部	原子力発電所事故、放射性物質使用工場事故、及び運搬車両事故（空気・土壌・水質汚染）	避難指示、除染作業	放射線汚染	環境部	原子力発電所事故、放射性物質使用工場事故、及び運搬車両事故（空気・土壌・水質汚染）	避難指示、除染作業
	水質汚染水不足	上下水道局	地下水及び河川汚染（危険物流出、放射性物質汚染）	給水停止、応急給水	水質汚染水不足	上下水道局	地下水及び河川汚染（危険物流出、放射性物質汚染）	給水停止、応急給水
	感染症・食中毒	健康医療部	感染症等患者・食中毒患者多数発生	感染者の特定、ウイルスの特定、発生元の特定	ウイルス発生	健康医療部	新型コロナウイルス等感染症患者・食中毒患者多数発生	感染者の特定、ウイルスの特定、発生元の特定

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
	停電	総務部 危機管理部	市内全域停電、突発停電・計画停電、自家用発電機用燃料供給不足	東京電力との連絡調整 長期停電に備えた公共施設等への発電機配備 既定の優先順位に沿った電源供給、電源車の派遣	停電	総務部 企画部	市内全域停電、突発停電・計画停電、自家用発電機用燃料供給不足	東京電力との連絡調整 長期停電に備えた公共施設等への発電機配備 既定の優先順位に沿った電源供給、電源車の派遣
	燃料不足	経済産業部	燃料供給停止	燃料確保・供給	燃料不足	経済産業部	燃料供給停止	燃料確保・供給
	洪水 都市型水害	土木部	堤防損壊、台風・豪雨	避難指示	洪水 都市型水害	土木部	堤防損壊、台風・豪雨	避難指示
	治安悪化	危機管理部	暴動発生、窃盗等各種犯罪発生	広報	治安悪化	危機管理部	暴動発生、窃盗等各種犯罪発生	広報
	通信障害 情報遮断	企画部	電話・インターネット・情報システム・防災行政無線障害発生、テレビ不通	代替媒体の確保	通信障害 情報遮断	企画部	電話・インターネット・情報システム・防災行政無線障害発生、テレビ不通	代替媒体の確保
	多数傷病者 発生事故	消防局	鉄道事故、航空機事故、大型ビル・マンション倒壊	人命救助、避難指示、出火防止、延焼拡大防止、広報	多数傷病者 発生事故	消防局	鉄道事故、航空機事故、大型ビル・マンション倒壊	人命救助、避難指示、出火防止、延焼拡大防止、広報

第2章 第2節 災害に強いまちをつくる

震-45	上水道の耐震化は約35.2%、下水道は同約38.9%（いずれも令和6年3月31日現在）となっており計画的な耐震化対策が必要である。			上水道の耐震化は約33.8%、下水道は同約44%（いずれも令和4年3月31日現在）となっており計画的な耐震化対策が必要である。			
震-45	人命を守るためには建物の耐震性向上が不可欠な要素となる。市では「柏市耐震改修促進計画」（令和6年6月）、「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、耐震性の向上を目指す。			人命を守るためには建物の耐震性向上が不可欠な要素となる。市では「柏市耐震改修促進計画」（令和5年6月）、「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、耐震性の向上を目指す。			
震-46	幹線道路の整備	■ 広域幹線道路…国道のバイパス整備や立体化、東西・南北幹線道路の整備の具体化等を関係機関に要請していく。 ■ 都市間幹線道路…主要地方道、一般県道等の都市軸道路の整備促進を関係機関に要請していく。 ■ 市内幹線道路…都市計画道路を中心に駅前線や環状系の路線を優先的に整備する。 ■ 地域間連絡道路…市道1級道路を中心に狭あい・線形不良・車歩道分離区間の計画的な改良や局部改修に努める。			幹線道路の整備	■ 広域幹線道路…国道のバイパス整備や立体化、東西・南北幹線道路の整備の具体化等を関係機関に要請していく。 ■ 都市間幹線道路…主要地方道、一般県道等の都市軸道路の整備促進を関係機関に要請していく。 ■ 市内幹線道路…都市計画道路を中心に駅前線や環状系の路線を優先的に整備する。 ■ 地域間連絡道路…市道1級道路を中心に狭あい・線形不良・車歩道分離区間の計画的な改良や局部改修に努める。	
	生活道路の整備	■ 市道2級道路を中心に市道1級道路を含め、障害者対策、防災対策			生活道路の整備	■ 市道2級道路を中心に市道1級道路を含め、障害者対策、防災対策	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新		旧	
	整備	策等安全性に配慮して、幅員 6m確保を原則としながら、幅員 4m 未満の解消に努める。 ■ その他良好な道路機能の維持を図るため、道路舗装や側溝等の整備に努める。	整備	策等安全性に配慮して、幅員 6m確保を原則としながら、幅員 4m 未満の解消に努める。 ■ その他良好な道路機能の維持を図るため、道路舗装や側溝等の整備に努める。
	道路環境の整備	■ 延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、火災に強い樹木を選定するよう配慮する。 ■ 道路標識の設置や拡幅又は改良にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点から必要な措置を行う。 ■ 高齢者、身体障害者等の歩行及び避難に配慮したバリアフリー環境の整備に努める。	道路環境の整備	■ 延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、火災に強い樹木を選定するよう配慮する。 ■ 道路標識の設置や拡幅又は改良にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点から必要な措置を行う。 ■ 高齢者、身体障害者等の歩行及び避難に配慮したバリアフリー環境の整備に努める。
	橋りょうの架替え・補修	■ 老朽化した橋りょう及び耐震性の低い橋りょうについては、計画的に耐震化、補修等を行い整備推進する。 ■ 横断歩道橋については定期的に調査を行い、本市以外のもの（国及び県等）が管理している施設については、必要に応じてそれぞれの管理者に点検又は改善を要請する。	橋りょうの架替え・補修	■ 老朽化した橋りょう及び耐震性の低い橋りょうについては、計画的に架替え、補修等を行い整備推進する。 ■ 横断歩道橋については定期的に調査を行い、本市以外のもの（国及び県等）が管理している施設については、必要に応じてそれぞれの管理者に点検又は改善を要請する。
	鉄道施設の安全化	■ 線路、構造物の耐震設計は法規で定められた構造強度基準により設計されているが、鉄道事業者は日頃の点検強化により災害防止に備える。	鉄道施設の安全化	■ 線路、構造物の耐震設計は法規で定められた構造強度基準により設計されているが、鉄道事業者は日頃の点検強化により災害防止に備える。
震-47	上水道施設	■ 取水・導水施設 ・取水及び導水設備の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火の整備補強を行う。 ■ 浄水施設 ・着水、除鉄除マンガン設備、自家発電設備等の常時監視を実施して保守に努める。 ・配水池緊急遮断弁等の設置による貯留水の確保及びその他の耐震・耐火の整備補強により二次災害の防止を図る。 ■ 送水・配水施設 ・塩化ビニール管及び老朽管を耐震継手構造のダクタイル鋳鉄管に改修し、送水及び配水管路の耐震性強化を図る。	上水道施設	■ 取水・導水施設 ・取水及び導水設備の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火の整備補強を行う。 ■ 浄水施設 ・着水、除鉄除マンガン設備、自家発電設備等の常時監視を実施して保守に努める。 ・配水池緊急遮断弁等の設置による貯留水の確保及びその他の耐震・耐火の整備補強により二次災害の防止を図る。 ■ 送水・配水施設 ・ 軟弱地盤地区を重点として、 塩化ビニール管及び老朽管

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
		■ 被災対策 給水ができなくなった場合に備え、応急給水を行う体制の確保を図る。(第2章第3節第3「物資供給・給水体制」参照)				をダクタイル鋳鉄管に改修し、送水及び配水管路の耐震性強化を図る。 ■ 被災対策 給水ができなくなった場合に備え、応急給水を行う体制の確保を図る。(第2章第3節第3「物資供給・給水体制」参照)		
	下水道施設	■ 処理場施設等 - 電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。 ■ 管路施設 - 避難所等の下流に位置する管路や緊急輸送路、軌道下の管路などの重要な幹線の耐震化及び包括的民間委託により老朽化した管路の更新を図る。 - マンホールの浮き上がり防止対策を講じる。 - 未整備地域の下水道施設については、引き続き計画的整備を促進するとともに補修が容易な復旧対策に重点を置いた整備を図る。 ■ 被災対策 - 下水道施設が使用できなくなった場合に備え、マンホールトイレの整備及び、仮設トイレや非常用トイレ袋等の備蓄や調達・供給体制を整える。(第2章第3節第6「廃棄物処理体制」参照)			下水道施設	■ 処理場施設等 - 電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。 ■ 管路施設 定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽管の改良等を行う。 - 未整備地域の下水道施設については、引き続き計画的整備を促進するとともに補修が容易な復旧対策に重点を置いた整備を図る。 ■ 被災対策 - 下水道施設が使用できなくなった場合に備え、マンホールトイレの整備及び、仮設トイレや非常用トイレ袋等の備蓄や調達・供給体制を整える。(第2章第3節第6「廃棄物処理体制」参照)		
震-49	指標の名称	現状値	目標値	指標の説明	指標の名称	現状値	目標値	指標の説明
	小中学校の耐震化	100%	100%	施設の内、耐震改修を実施した割合 H28年3月末日で100%となり完了	小中学校の耐震化	100%	100%	施設の内、耐震改修を実施した割合 H28年3月末日で100%となり完了
	住宅の耐震化	92% (令和2年度)	95% (令和7年度)	全住宅の内、国土交通省の耐震化基準に基づく推計割合	住宅の耐震化	92% (令和2年度)	95% (令和7年度)	全住宅の内、国土交通省の耐震化基準に基づく推計割合
	水道管の	35.2%	33.	配水管等の総延長の内、耐震性				

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
	耐震化	(令和5年度)	7% (令和7年度)	を備えた管延長の割合	水道管の耐震化	33.8% (令和4年度)	33.7% (令和7年度)	配水管等の総延長の内、耐震性を備えた管延長の割合
震-50	無線	災害用IP無線	稼動中	- 市の関係各課や国・県施設、医療機関、輸送機関、消防・警察などとの情報通信手段として、300台を関係機関に配備している。 - 今後は、新たに避難所に指定する施設等に継続して整備していく。	無線	災害用IP無線	稼動中	- 市の関係各課や国・県施設、医療機関、輸送機関、消防・警察などとの情報通信手段として、174の施設と公用車等に整備している。 - 今後は、新たに避難所に指定する施設等に継続して整備していく。
震-50	電話	衛星携帯電話	稼動中	人命救助の体制を強化するため、重傷者の救命拠点となる市内の病院に、災害時の輻輳にも影響の少ない衛星携帯電話を配備し、通信体制を確保する。	電話	衛星携帯電話	稼動中	人命救助の体制を強化するため、重傷者の救命拠点となる市内の病院に、災害時の輻輳にも影響の少ない衛星携帯電話を配備し、通信体制を確保する。
		災害時優先電話	稼動中	あらかじめ電気通信事業者に対し、電話番号を届出で災害時優先電話としての承認を受けておく。		災害時優先電話	稼動中	あらかじめ電気通信事業者に対し、電話番号を届出で災害時優先電話としての承認を受けておく。
		削除	削除	削除		携帯電話・IP電話等	一部稼動中	IP電話は帰宅困難者一時滞在施設で導入。今後、他の通信手段を含め、通信手段の多重化に向け導入を検討する。
	メール	かしわメール配信サービス	稼動中	登録者に緊急情報を伝達できるよう、チラシを通じて「かしわメール配信サービス」の登録促進に努める。	メール	かしわメール配信サービス	稼動中 拡充	登録者に緊急情報を伝達できるよう、チラシを通じて「かしわメール配信サービス」の登録促進に努める。
		緊急速報メール	稼動中	生命に関わる緊急性の高い情報を時間差なく対応端末（携帯電話）に配信する。		緊急速報メール	稼動中	生命に関わる緊急性の高い情報を時間差なく対応端末（携帯電話）に配信する。
	インターネット	災害用ホームページ	稼動中	（ホームページの代理掲載含む）	インターネット	災害用ホームページ	稼動中	（ホームページの代理掲載含む）
		災害情報システム	導入	災害時における速やかな情報収集及び情報伝達手段としてシステムを活用する。		災害情報システム	導入	災害時における速やかな情報収集及び情報伝達手段としてシステムを活用する。
		X・LINE	稼動中	市役所からの災害に関する情報の伝達手段として、X及びLINEを活用する。		X・LINE	稼動中	市役所からの災害に関する情報の伝達手段として、X及びLINEを活用する。
	ケーブル	J-C	稼動中	市役所からの災害に関する情報の伝達手段として、J-				

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
	テレビ	OM文字放送		COMテレビの文字放送を活用する。				る。
	駅周辺	電子掲示板	稼動中 拡充	■ 駅前等の特定多数の人々に緊急情報を伝達するため、既設の電子掲示板等の活用に努める。	ケーブルテレビ	J-COM文字放送	稼動中	■ 市役所からの災害に関する情報の伝達手段として、J-COMテレビの文字放送を活用する。
	国・県設備	J-ALERT (全国瞬時情報システム)	稼動中 拡充	■ 国からの緊急情報を衛星回線を通じて受信するシステムである。防災行政無線(固定系)から情報を伝達する仕組みを整えている。	駅周辺	電子掲示板	稼動中 拡充	■ 駅前等の特定多数の人々に緊急情報を伝達するため、既設の電子掲示板等の活用に努める。
		Em-Net (緊急情報ネットワークシステム)	稼動中 拡充	■ 国からの緊急情報を専用回線を通じて受信するシステムである。	国・県設備	J-ALERT (全国瞬時情報システム)	稼動中 拡充	■ 国からの緊急情報を衛星回線を通じて受信するシステムである。防災行政無線(固定系)から情報を伝達する仕組みを整えている。
		千葉県防災行政無線システム	稼動中 拡充	■ 千葉県や県内の関係機関との情報通信を行うシステムである。		Em-Net (緊急情報ネットワークシステム)	稼動中 拡充	■ 国からの緊急情報を専用回線を通じて受信するシステムである。
		Lアラート (災害情報共有システム)	稼動中	■ 避難情報など各種災害関連情報を簡素化・一括化し、マルチメディア振興センターが運営する災害情報発信システムで、テレビやインターネットなどのさまざまなメディアを通じて配信する。		千葉県防災行政無線システム	稼動中 拡充	■ 千葉県や県内の関係機関との情報通信を行うシステムである。
		Lアラート (災害情報共有システム)	稼動中	■ 避難情報など各種災害関連情報を簡素化・一括化し、マルチメディア振興センターが運営する災害情報発信システムで、テレビやインターネットなどのさまざまなメディアを通じて配信する。		Lアラート (災害情報共有システム)	稼動中	■ 避難情報など各種災害関連情報を簡素化・一括化し、マルチメディア振興センターが運営する災害情報発信システムで、テレビやインターネットなどのさまざまなメディアを通じて配信する。
	FM放送	臨時災害放送局	—	■ 災害時に市によって開設される臨時のFM局。災害発生を想定して、送信設備の設置場所の選定や器材の確保等を事前に検討し、開局に備える。	FM放送	臨時災害放送局	—	■ 災害時に市によって開設される臨時のFM局。災害発生を想定して、送信設備の設置場所の選定や器材の確保等を事前に検討し、開局に備える。
震-51	地区災害対策本部体制	■ 地域の災害情報を「地区災害対策本部」(各近隣センター)に集約する体制を整える。			地区災害対策本部体制	■ 地域の災害情報を「地区災害対策本部」(各近隣センター)に集約する体制を整える。		
	高所情報カメラ	■ 市域で発生した火災及び震災等の災害状況を、早期に把握するため管内3箇所に消防用防災情報カメラを設置。			高所情報カメラ	■ 市域で発生した火災及び震災等の災害状況を、早期に把握するため管内3箇所に消防用防災情報カメラを設置。		

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
		■ 画像は災害対策本部及び消防局に画像配信され、火災等の災害情報を共有する。				■ 画像は災害対策本部及び消防局に画像配信され、火災等の災害情報を共有する。		
	SNS 等の活用	■ 柏市公式 X・LINE・メールにより、情報を定期的かつ反復的に発信。 ■ 災害時におけるリアルタイムの情報発信に努める。 ■ 危機事象に関する情報収集サービスを用いた SNS 等からの情報収集			SNS の活用	■ 柏市防災 X・LINE により、情報を定期的かつ反復的に発信。 ■ 災害時におけるリアルタイムの情報発信に努める。 ■ 危機事象に関する情報収集サービスを用いた SNS 等からの情報収集		
	停電対策	■ 市の施設（本庁舎や分庁舎等）の停電に備えて、無停電装置や発電機、充電用バッテリー、ライト等を各施設に配備するとともに、定期的に保守点検を実施する。 ■ 災害時に電力事業者との停電情報の共有を円滑に行うため、日ごろより積極的に連携を図る。 ■ 燃料供給に係る協定等を基本に、発電に必要な燃料を確保しておく。			停電対策	■ 市の施設（本庁舎や分庁舎等）の停電に備えて、無停電装置や発電機、充電用バッテリー、ライト等を各施設に配備するとともに、定期的に保守点検を実施する。 ■ 災害時に電力事業者との停電情報の共有を円滑に行うため、日ごろより積極的に連携を図る。 ■ 燃料供給に係る協定等を基本に、発電に必要な燃料を確保しておく。		
	バックアップ体制	■ 情報通信システムにおけるバックアップ体制を整えるとともに、通信回線の多重化を図る。			バックアップ体制	■ 情報通信システムにおけるバックアップ体制を整えるとともに、通信回線の多重化を図る。		
	伝令体制	■ あらゆる通信手段が途絶えた場合に備え、徒歩、自転車、バイク等による情報伝達体制を整える。			伝令体制	■ あらゆる通信手段が途絶えた場合に備え、徒歩、自転車、バイク等による情報伝達体制を整える。		
震-52	報道機関	■ 千葉テレビ、J:COM、ベイエフエムとは千葉県と協定等を締結し、情報提供体制を整えている。			報道機関	■ 千葉テレビ、J:COM、ベイエフエムとは協定等を締結し、情報提供体制を整えている。		
震-53	災害時には、学校施設が目標物となるほか、避難場所やヘリコプターの臨時離発着場としての拠点となるため、現行の設置箇所の維持・管理とあわせ、必要に応じて新規設置を検討していくものとする。				災害時には、学校施設が目標物となるほか、避難場所やヘリコプターの臨時離発着場としての拠点となるため、現行の設置箇所の維持・管理とあわせ、未整備の小中学校の表示、全避難場所やヘリコプター臨時離発着場に対する表示を検討していくものとする。			
	指標の名称	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明				
	防災行政無線（固定系）整備	190箇所	190箇所	緊急情報を音声で伝える設備の設置数				
	指標の名称	現状値	目標値	指標の説明				

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
	備					(令和5年度)	(令和7年度)	
	削除	削除	削除	削除	防災行政無線 (固定系) 整備	190箇所	190箇所	緊急情報を音声で伝える 設備の設置数
					かしわメール 配信サービス 登録者	3万9千人	5万人	市からの緊急情報や有用 情報をメールで伝える事 業の登録者数
震-54	基本方針 ● 災害時の安全を確保するため、避難場所・避難所の拡充に努める。 ● 令和6年能登半島地震や熊本地震等、震度7を記録した被災地の避難所生活を参考とし、避難者一人当たりの専有面積を4㎡となるよう努める。 ● 要配慮者の安全を確保するため福祉避難所の確保に努める。				基本方針 ● 災害時の安全を確保するため、避難場所・避難所の拡充に努める。 ● 避難者の一人当たりの専有面積を、発災直後から2週間後程度 (地区によっては避難所避難者数が増加すると想定される期間) までは2㎡(緊急対応として就寝することができる程度の占有面積)とし、次第に一人当たり4㎡となるよう遷移していくよう努める。 ● 要配慮者の安全を確保するため福祉避難所の確保に努める。			
震-54	種別	場所	箇所数		種別	場所	箇所数	
	広域避難場所	千葉県立柏の葉公園、日立柏総合グラウンド、中原ふれあい防災公園、大堀川防災レクリエーション公園	4箇所		広域避難場所	千葉県立柏の葉公園、日立柏総合グラウンド、中原ふれあい防災公園、大堀川防災レクリエーション公園	4箇所	
	指定緊急避難場所	学校の校庭、公園等	143箇所		指定緊急避難場所	学校の校庭、公園等	143箇所	
	指定避難所	学校、近隣センター等 ※学校は体育館及び武道場→特別教室→普通教室と避難者数や災害規模に応じて開設する	109箇所		指定避難所	学校の体育館、近隣センター等	109箇所	
震-55	項目	留意点			■ 避難生活の環境を良好に保つため、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールト			

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
施設整備	■ 避難生活の環境を良好に保つため、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、照明、テレビ・ラジオ、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。 ■ 非常用の電源（発電機・蓄電池・電動車）、給水、トイレを整備する。 ■ 幅広い年齢・性別・家族構成の避難者に対応するため、テント型の更衣室・授乳室、家族のプライバシーが確保することのできる備蓄を整備する。	イレ、マット、非常用電源、ガス設備、照明、テレビ・ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。 ■ 非常用の電源（発電機・蓄電池・電動車）、給水、トイレを整備する。 ■ 幅広い年齢・性別・家族構成の避難者に対応するため、テント型の更衣室・授乳室、家族のプライバシーが確保することのできる備蓄を整備する。 ■ 平時より動物専用避難所、同行可能避難所の候補地を検討する ■ 屋内でペットを受け入れられる施設を整備する。 ■ 災害時の避難誘導を速やかに行うため、避難所表示板や誘導板を整備する。整備にあたっては、ユニバーサル・デザインや多言語化を図り、分かりやすい表記とする。 ■ 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知するため、ホームページやアプリケーション等を整備する。 ■ 季節に配慮した備蓄品（感染症対策用備蓄品）の整備、もしくは供給に向けた協定締結に努める。
ペット	■ 平時より動物専用避難所、同行可能避難所の候補地を検討する。 ■ 屋内でペットを受け入れられる施設を整備する。	■ 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知するため、ホームページやアプリケーション等を整備する。
情報発信	■ 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知するため、ホームページやアプリケーション等を整備する。	■ 各近隣センターに対して、Wi-Fiスポットを整備する。
通信	■ 各近隣センターに対して、Wi-Fiスポットを整備する。	■ 各近隣センターに対して、Wi-Fiスポットを整備する。
要配慮者	■ 各近隣センターや学校における要配慮者支援として、施設にパーティションや簡易ベッド等を配備するとともに、大規模改修の機会を捉え、バリアフリー化に配慮した設備を整える。 ■ 障害者に対しては、特性に応じた対応が必要となるため、家族の方等と協力し、きめ細やかに対応する。	■ 各近隣センターにおける要配慮者支援として、近隣センター1階に敷くことができるようなシートやマットを配備するとともに、大規模改修の機会を捉え、バリアフリー化に配慮した設備を整える。 ■ 周囲の環境（音、光、臭気）に敏感な方に配慮する。 ■ 障害者に対しては、特性に応じた対応が必要となるため、家族の方等と協力し、きめ細やかに対応する。 ■ 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。 ■ 他の市町村からの広域避難者・広域一時滞在者を受け入れることができる設備整備にも努める。
保健衛生	■ 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。 ■ 季節に配慮した備蓄品（感染症対策用備蓄品）の整備、もしくは供給に向けた協定締結に努める。	新設
環境	■ 周囲の環境（音、光、臭気）に敏感な方に配慮する。	新設
避難支援	■ 災害時の避難誘導を速やかに行うため、避難所表示板や誘導板を整備する。整備にあたっては、ユニバーサル・デザインや多言語化を図り、分	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
		かりやすい表記とする。 ■ 他の市町村からの広域避難者・広域一時滞在者を受け入れることができる設備整備にも努める。 ■ 在宅避難者等の避難所外避難者のため、支援のための拠点設置等の支援方策の検討に努める。 ■ 車中泊避難者の発生に備え、車中泊避難への支援方策の検討及び健康上の留意点等の広報や支援物資備蓄に努める。				
震-56	都市公園等の整備	■ 都市公園は、災害の防止、都市公害の緩和に役立つ緑を地域の性格に応じてオープンスペースとして配置する。 ■ 地震火災時における安全を確保するため、大堀川防災レクリエーション公園を整備し、広域避難地となる広域避難場所の拡充を図る。 ■ 広域避難場所等への避難中継地や防災活動、避難生活に役立つ公園の確保・整備を進める。 ■ 道の駅や民間施設に防災機能を有した施設を整備することで、市内の防災拠点の拡充を図り、地域防災力の向上を目指す。		都市公園等の整備	■ 都市公園は、災害の防止、都市公害の緩和に役立つ緑を地域の性格に応じてオープンスペースとして配置する。 ■ 地震火災時における安全を確保するため、大堀川防災レクリエーション公園の隣接地に篠籠田防災公園を整備し、広域避難地となる広域避難場所の拡充を図る。 ■ 広域避難場所等への避難中継地や防災活動、避難生活に役立つ公園の確保・整備を進める。 ■ 道の駅や民間施設に防災機能を有した施設を整備することで、市内の防災拠点の拡充を図り、地域防災力の向上を目指す。	
		緑地・農地の保全	■ 都市緑地法に基づき、緑地保全地域及び特別緑地保全地区、市民緑地制度等により指定し、良好な緑地を保全し生活環境を整備する。 ■ 柏市緑の基本計画の趣旨を踏まえ、自然環境の保全や緑地の整備等に努める。		緑地・農地の保全	■ 都市緑地法に基づき、緑地保全地域及び特別緑地保全地区、市民緑地制度等により指定し、良好な緑地を保全し生活環境を整備する。 ■ 柏市緑の基本計画の趣旨を踏まえ、自然環境の保全や緑地の整備等に努める。
	防災協力農地		■ 災害時の安全確保と復旧活動を推進するため、農地所有者の協力により、用地の拡大を目指す。			防災協力農地
	震-56	指標の名称		現状値 (令和6年度)	指標の名称	
広域避難場所の拡充		4箇所	広域避難場所の拡充		4箇所	
指定避難所の拡充		109箇所	指定避難所の拡充		109箇所	
震-57	土砂災害警戒区域等については、令和6年9月13日現在、107箇所が指定されている。			土砂災害警戒区域等については、令和5年9月19日現在、89箇所が指定されている。		

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新		旧	
震-58	道路・橋りょう	■ 橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋りょうについては、地盤改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの 方策を検討する。	道路・橋りょう	■ 橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋りょうについては、地盤改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの 方法を講じる。
	河川	■ 国土交通省で作成した堤防等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検し、危険度の高い箇所より液状化対策等を実施する。	河川	■ 国土交通省で作成した堤防等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検し、危険度の高い箇所より液状化対策等を実施する。
	上水道	(第2章第2節第1「耐震化・不燃化等」参照)	上水道	(第2章第2節第1「耐震化・不燃化等」参照)
	下水道	(第2章第2節第1「耐震化・不燃化等」参照)	下水道	■ マンホールの浮き上がり防止対策を検討する。
	建築物	■ 建築物の基礎、杭等について建築基準法等に定められた構造基準への適合を図る。 ■ 建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策の周知を行う。	建築物	■ 建築物の基礎、杭等について建築基準法等に定められた構造基準への適合を図る。 ■ 建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策の周知を行う。

第2章 第3節 災害に強い体制を整える

震-59	家庭への指導	■ 火気使用器具を使用している場合の対応策、住宅用消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカーなどの防災機器の設置等について各家庭に広報する。	家庭への指導	■ 火気使用器具を使用している場合の対応策、住宅用消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカーなどの防災機器の設置等について各家庭に広報する。
	地域への指導	■ 地域の初期消火力の向上を図るため、町会・自治会・区等による防災訓練の中で、大規模震災時における初期消火の重要性を指導する。 ■ 地域住民の自発的な防災活動を支援し、幅広い世代を通しての活動能力を確保するための働きかけを継続する。 ■ 感震ブレーカー等の防災機器の設置等について広報する。	地域への指導	■ 地域の初期消火力の向上を図るため、町会・自治会・区等による防災訓練の中で、大規模震災時における初期消火の重要性を指導する。 ■ 地域住民の自発的な防災活動を支援し、幅広い世代を通しての活動能力を確保するための働きかけを継続する。 ■ 新設
	事業所への指導	■ 地域組織と連携した消火活動を行うため、自衛消防組織の結成・指導を促進し、防災・防火体制を強化する。 ■ 危険物施設等については、周囲に及ぼす影響が大きいので、自衛消防組織と相互間の応援体制を確立する。	事業所への指導	■ 地域組織と連携した消火活動を行うため、自衛消防組織の結成・指導を促進し、防災・防火体制を強化する。 ■ 危険物施設等については、周囲に及ぼす影響が大きいので、自衛消防組織と相互間の応援体制を確立する。
	消防力の整備	■ 現有の消防力と比較し、大規模震災時の同時多発的に発生する被害の対応を迅速かつ効率的に部隊運用が実施できる体制整備に努める。 ■ 大規模災害時には消防力が不足することを踏まえ、予め民間事業所	消防力の整備	■ 現有の消防力と比較し、大規模震災時の同時多発的に発生する被害の対応を迅速かつ効率的に部隊運用が実施できる体制整備に努める。 ■ 大規模災害時には消防力が不足することを踏まえ、予め民間事

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新		旧	
		など人的支援及び資器材の提供が受けられる調達体制を整備する。		業所など人的支援及び資器材の提供が受けられる調達体制を整備する。
	消 防 水 利 の 整 備	■ 火災延焼拡大の危険性が高い地域に対し、消火栓、耐震性防火水槽等の増設を図る。 ■ 水道管の破損によって消火栓が使用できなくなることを想定し、自然水利等の確保及び未開発水利の整備を進める。	消 防 水 利 の 整 備	■ 火災延焼拡大の危険性が高い地域に対し、消火栓、耐震性防火水槽等の増設を図る。 ■ 水道管の破損によって消火栓が使用できなくなることを想定し、自然水利等の確保及び未開発水利の整備を進める。
	消 防 団 の 強 化	■ 町会・自治会・区等及び事業所と連携し、地域の初期消火体制の充実・強化を図る。 ■ 震災時における消防団運用計画の整備を図る。	消 防 団 の 強 化	■ 町会・自治会・区等及び事業所と連携し、地域の初期消火体制の充実・強化を図る。 ■ 震災時における消防団運用計画の整備を図る。
震-61	担当部局	関係機関	担当部局	関係機関
	危機管理部、健康医療部、福祉部、消防局	柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、千葉県柔道整復師会、 千葉県助産師会、千葉県看護協会、 医薬品・医療機器販売業者	危機管理部、健康医療部、福祉部、消防局	柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、千葉県柔道整復師会、 千葉県助産師会、千葉県看護協会、 医薬品・医療材料卸売業者
震-61	医師会等との連携強化	■ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会等との連携を強化し、災害時の迅速な医療体制を確立する。	医師会等との連携強化	■ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会等との連携を強化し、災害時の迅速な医療体制を確立する。
	医療情報集約・統制体制の確立	■ 柏市医師会をはじめとする救護本部の設置場所を市役所本庁舎3階 低層棟フロア とする。	医療情報集約・統制体制の確立	■ 柏市医師会をはじめとする救護本部の設置場所を市役所本庁舎3階 会議室 とする。
	救急体制の整備	■ 市内医療機関及び最寄救急医療機関相互との情報通信機能を確認し、応急救護活動が実施できるよう必要な連携体制の整備を図る。	救急体制の整備	■ 市内医療機関及び最寄救急医療機関相互との情報通信機能を確認し、応急救護活動が実施できるよう必要な連携体制の整備を図る。
	医療・救護体制の強化	■ 重傷者の救命のため、拠点となる病院を定めて、医療スタッフを集中する体制を確立するとともに、情報通信体制、非常用発電機燃料の補給体制、緊急給水体制を整える。 ■ 診療所や在宅患者への医療提供体制を整える。 ■ 避難所での要救護者に対し、市保健師等による救護体制を確立	医療・救護体制の強化	■ 重傷者の救命のため、拠点となる病院を定めて、医療スタッフを集中する体制を確立するとともに、情報通信体制、非常用発電機燃料の補給体制、緊急給水体制を整える。 ■ 診療所や在宅患者への医療提供体制を整える。 ■ 避難所での要救護者に対し、市保健師等による救護体制を確

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
		する。			立する。			
	被災地外からの医療スタッフの確保体制の確立	■ 千葉県との円滑な連携体制を整え、千葉県看護協会、東葛地区5市災害医療検討会との連携体制を確立し、迅速な確保体制を樹立する。			被災地外からの医療スタッフの確保体制の確立	■ 千葉県との円滑な連携体制を整え、千葉県看護協会、東葛地区5市災害医療検討会との連携体制を確立し、迅速な確保体制を樹立する。		
	被災地外からの受援体制の確立	■ 柏市医師会の会長・副会長・救急災害担当理事は、災害医療コーディネーターとして、県指定の災害拠点病院である東京慈恵医科大学附属柏病院と連携し、DMAT等の受け入れ体制及び情報共有拠点を整える。			被災地外からの受援体制の確立	■ 柏市医師会の会長・副会長・救急災害担当理事は、災害医療コーディネーターとして、県指定の災害拠点病院である東京慈恵医科大学附属柏病院と連携し、DMAT等の受け入れ体制及び情報共有拠点を整える。		
	透析医療体制の整備	■ 慢性腎不全患者、透析症候群（クラッシュシンドローム）等による急性腎不全患者に対する医療体制を整える。			透析医療体制の整備	■ 慢性腎不全患者、透析症候群（クラッシュシンドローム）等による急性腎不全患者に対する医療体制を整える。		
	心のケア体制の整備	■ 外部専門機関と連携し、住民及び災害活動に従事する職員のストレス障害に対するメンタル面での支援体制を整える。			心のケア体制の整備	■ 外部専門機関と連携し、住民及び災害活動に従事する職員のストレス障害に対するメンタル面での支援体制を整える。		
震-62	項目	内容			項目	内容		
	医薬品・医療材料の確保	■ 医薬品卸売販売業者、医療機器販売業者、市薬剤師会との連携体制を構築し、千葉県災害医療救護計画に基づき、医薬品・医療材料の調達と供給体制を確立する。			医薬品・医療材料の確保	■ 医薬品卸売販売業者、医療機器販売業者、市薬剤師会との連携体制を構築し、千葉県救護計画に基づき、医薬品・医療材料の調達と供給体制を確立する。		
	医薬品の備蓄	■ 救護所や避難所で必要と考えられる医薬品や、初動の医療活動に必要な医薬品等を中心に計画的な備蓄を行う。			医薬品の備蓄	■ 救護所や避難所で必要と考えられる医薬品や、初動の医療活動に必要な医薬品等を中心に計画的な備蓄を行う。		
震-64		品目	目標	実績		品目	目標	実績
	食糧	保存食	436,000食（発災から3日後までの避難者に必要な数）	396,246食		食糧	保存食	348,897食
	飲料水	保存水(500ml)	21,800本（避難所×200本）	31,800本		飲料水	保存水(500ml)	31,800本
	資機材	毛布	43,600枚（発災から3日後までの避難所避難者に必要な数）	38,327枚		資機材	毛布	38,327枚
		仮設トイレ	300台	300台			仮設トイレ	300台
		簡易トイレ	1,300台	2,594台			簡易トイレ	2,594台
		非常用トイレ袋	433,179枚（発災から3日後までの避難者に必要な数）	433,214枚			非常用トイレ袋	433,214枚
		削除	削除	削除			バーナーセット	84台
		削除	削除	削除			かまどセット	255台
		発電機	218台（避難所×2台）	318台			発電機	318台

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧																																																													
		投光器	109台（避難所×1台）	156台		投光器	400台（避難所×1台）	156台																																																										
		簡易更衣室	218台（避難所×2台）	209台		簡易更衣室	200台（避難所×2台）	209台																																																										
		間仕切り	4,360組（避難所×40組）	4,555組		間仕切り	3,000組（避難所×30組）	4,555組																																																										
		生理用品	145,842枚（発災から3日後までの避難所避難者に必要な数）	138,524枚		生理用品	145,842枚（発災から3日後までの避難所避難者に必要な数）	123,440枚																																																										
震-64	指定避難所となる学校、近隣センターには、初動期に必要な最低限の物資を分散配備したうえで、避難所運営グッズの内容がそろっているか、期限切れなどはないか等を定期的に確認するよう努める。 削除 ※主な防災備蓄品一覧・・・・・・・・・・【資料編 10-2】				指定避難所となる学校、近隣センターには、初動期に必要な最低限の物資を分散配備したうえで、避難所運営グッズの内容がそろっているか、期限切れなどはないか等を定期的に確認するよう努める。 <table><tr><td></td><td>品目</td><td>数量</td></tr><tr><td>食糧</td><td>保存食</td><td>200食（100食）</td></tr><tr><td>飲料水</td><td>保存水（500ml）</td><td>264本（264本）</td></tr><tr><td rowspan="12">資機材</td><td>毛布</td><td>200枚（50枚）</td></tr><tr><td>発電機</td><td>1台（1台）</td></tr><tr><td>投光器</td><td>1台（1台）</td></tr><tr><td>非常用トイレ袋</td><td>200枚（200枚）</td></tr><tr><td>間仕切りパーティション</td><td>20張（20張）</td></tr><tr><td>パーティション用屋根</td><td>10張（10張）</td></tr><tr><td>簡易ベッド</td><td>20台（20台）</td></tr><tr><td>避難所運営グッズ</td><td>1セット（1セット）</td></tr><tr><td>ソーラーパネル付き蓄電池</td><td>4台（4台）</td></tr><tr><td>ペット用初動グッズ</td><td>1セット（1セット）</td></tr><tr><td>ヘルメット</td><td>2個（2個）</td></tr><tr><td>カソリン携行缶</td><td>1個（1個）</td></tr></table> <table><tr><th colspan="3">※避難所運営グッズの内容</th></tr><tr><td>①両サイドマジック（黒）：2本</td><td>②両サイドマジック（赤）：2本</td><td>③事務用鉛筆：1ダース</td></tr><tr><td>④鉛筆削り：1台</td><td>⑤セロハンテープ：2個</td><td>⑥布貼着テープ：10巻</td></tr><tr><td>⑦事務用はさみ：2個</td><td>⑧PPC用紙（A4）：1冊</td><td>⑨画紙：1箱</td></tr><tr><td>⑩ラジオ（手回し充電）：1台</td><td>⑪コップろうそく：10個</td><td>⑫簡易ライト：3本×5セット</td></tr><tr><td>⑬ポリ袋（90L）：10枚×3袋</td><td>⑭ソーラー充電式ランタン：2個</td><td>⑮マグネットシート：1枚</td></tr><tr><td>⑯メガホン：3本</td><td>⑰タオル：20枚</td><td>⑱簡易バケツ：2個</td></tr><tr><td>⑲タッパ：1個</td><td>⑳避難者カード：100枚</td><td>㉑搬入物内訳書：1枚</td></tr></table>					品目	数量	食糧	保存食	200食（100食）	飲料水	保存水（500ml）	264本（264本）	資機材	毛布	200枚（50枚）	発電機	1台（1台）	投光器	1台（1台）	非常用トイレ袋	200枚（200枚）	間仕切りパーティション	20張（20張）	パーティション用屋根	10張（10張）	簡易ベッド	20台（20台）	避難所運営グッズ	1セット（1セット）	ソーラーパネル付き蓄電池	4台（4台）	ペット用初動グッズ	1セット（1セット）	ヘルメット	2個（2個）	カソリン携行缶	1個（1個）	※避難所運営グッズの内容			①両サイドマジック（黒）：2本	②両サイドマジック（赤）：2本	③事務用鉛筆：1ダース	④鉛筆削り：1台	⑤セロハンテープ：2個	⑥布貼着テープ：10巻	⑦事務用はさみ：2個	⑧PPC用紙（A4）：1冊	⑨画紙：1箱	⑩ラジオ（手回し充電）：1台	⑪コップろうそく：10個	⑫簡易ライト：3本×5セット	⑬ポリ袋（90L）：10枚×3袋	⑭ソーラー充電式ランタン：2個	⑮マグネットシート：1枚	⑯メガホン：3本	⑰タオル：20枚	⑱簡易バケツ：2個	⑲タッパ：1個	⑳避難者カード：100枚	㉑搬入物内訳書：1枚
	品目	数量																																																																
食糧	保存食	200食（100食）																																																																
飲料水	保存水（500ml）	264本（264本）																																																																
資機材	毛布	200枚（50枚）																																																																
	発電機	1台（1台）																																																																
	投光器	1台（1台）																																																																
	非常用トイレ袋	200枚（200枚）																																																																
	間仕切りパーティション	20張（20張）																																																																
	パーティション用屋根	10張（10張）																																																																
	簡易ベッド	20台（20台）																																																																
	避難所運営グッズ	1セット（1セット）																																																																
	ソーラーパネル付き蓄電池	4台（4台）																																																																
	ペット用初動グッズ	1セット（1セット）																																																																
	ヘルメット	2個（2個）																																																																
	カソリン携行缶	1個（1個）																																																																
※避難所運営グッズの内容																																																																		
①両サイドマジック（黒）：2本	②両サイドマジック（赤）：2本	③事務用鉛筆：1ダース																																																																
④鉛筆削り：1台	⑤セロハンテープ：2個	⑥布貼着テープ：10巻																																																																
⑦事務用はさみ：2個	⑧PPC用紙（A4）：1冊	⑨画紙：1箱																																																																
⑩ラジオ（手回し充電）：1台	⑪コップろうそく：10個	⑫簡易ライト：3本×5セット																																																																
⑬ポリ袋（90L）：10枚×3袋	⑭ソーラー充電式ランタン：2個	⑮マグネットシート：1枚																																																																
⑯メガホン：3本	⑰タオル：20枚	⑱簡易バケツ：2個																																																																
⑲タッパ：1個	⑳避難者カード：100枚	㉑搬入物内訳書：1枚																																																																

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新		旧																																							
			②蓋付き透明コンテナ：1箱 ⑤マスク：100枚 ⑧接触型体温計：1本 ⑪ハンドソープ(250ml)：4本 ⑭使い捨て手袋(100枚)：9箱 ③携帯充電用マルチコネクタ：1個 ⑥手指消毒液(500ml)：4本 ⑨フェイスシールド：45枚 ⑫次亜塩素酸消毒液(600ml)：1本 ⑮透明ビニールシート(1m)：5枚 ④ゲルチョコ：2本 ⑦非接触型温度計：2本 ⑩除菌シート(25枚)：100個 ⑬ペーパータオル(200枚)：20個 ⑯「避難所開設中」案内表示板																																							
震-65	削除		消防車・救急車等の緊急自動車及び避難所で使用する発電機の燃料確保のため、自家用給油取扱所を整備する。																																							
震-65	【応急給水所】 <table><tr><td></td><td>設備名</td><td>箇所数</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="5">飲料水</td><td>井戸付貯水装置</td><td>16</td><td rowspan="2">各コミュニティエリアに最低1箇所整備</td></tr><tr><td>耐震性貯水槽</td><td>8</td></tr><tr><td>民間協定井戸</td><td>6</td><td>新たな協定締結を推進</td></tr><tr><td>水源地</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>給水タンク</td><td>6</td><td></td></tr></table>			設備名	箇所数	備考	飲料水	井戸付貯水装置	16	各コミュニティエリアに最低1箇所整備	耐震性貯水槽	8	民間協定井戸	6	新たな協定締結を推進	水源地	5		給水タンク	6		【応急給水所】 <table><tr><td></td><td>設備名</td><td>箇所数</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="5">飲料水</td><td>井戸付貯水装置</td><td>16</td><td rowspan="2">各コミュニティエリアに最低1箇所整備</td></tr><tr><td>耐震性貯水槽</td><td>8</td></tr><tr><td>民間協定井戸</td><td>6</td><td>新たな協定締結を推進</td></tr><tr><td>水源地</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>給水タンク</td><td>6</td><td></td></tr></table>			設備名	箇所数	備考	飲料水	井戸付貯水装置	16	各コミュニティエリアに最低1箇所整備	耐震性貯水槽	8	民間協定井戸	6	新たな協定締結を推進	水源地	5		給水タンク	6	
	設備名	箇所数	備考																																							
飲料水	井戸付貯水装置	16	各コミュニティエリアに最低1箇所整備																																							
	耐震性貯水槽	8																																								
	民間協定井戸	6	新たな協定締結を推進																																							
	水源地	5																																								
	給水タンク	6																																								
	設備名	箇所数	備考																																							
飲料水	井戸付貯水装置	16	各コミュニティエリアに最低1箇所整備																																							
	耐震性貯水槽	8																																								
	民間協定井戸	6	新たな協定締結を推進																																							
	水源地	5																																								
	給水タンク	6																																								

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
		その他	1	リフレッシュプラザ柏		その他	1	
			計	42			計	42
	生活用水	防災用簡易井戸	33	手押し式	生活用水	防災用簡易井戸	23	手押し式
		災害用井戸協力の家	29			災害用井戸協力の家	30	
		計	52			計	53	
震-66	■災害拠点病院及び災害医療協力病院指定の有無 ■透析医療の有無 ※応急給水優先病院一覧・・・・・・・・【資料編 10-4】				■災害拠点病院及び災害医療協力病院指定の有無 ■透析医療の有無 追記			
震-70	高齢者	■ 高齢者は、病気による寝たきり、認知症等様々な症状を抱えていることもあり、複数での支援が必要である。 ■ 災害時は、自宅に閉じこめられている可能性もあるので、安否確認の際は可能な限り姿を確認する。 ■ 避難所では、孤立しないようコミュニケーションを密にとる。			高齢者	■ 高齢者は、病気による寝たきり、認知症等様々な症状を抱えていることもあり、複数での支援が必要である。 ■ 災害時は、自宅に閉じこめられている可能性もあるので、安否確認の際は可能な限り姿を確認する。 ■ 避難所では、孤立しないようコミュニケーションを密にとる。		
	視覚障害者	■ 災害時は状況を把握するまでの時間差がある。安否確認の際は状況を大まかに説明し、不安の解消を図る。 ■ 絶えず声をかけるとともに、誘導の際は本人の左側で肩・腕・肘をかし、半歩前を足元に注意しながらゆっくり歩く。 ■ 白杖等を確保・携帯、盲導犬・聴導犬・介助犬の同行に配慮する。 ■ 方向の説明は、時計の文字盤を想像して行う。			視覚障害者	■ 災害時は状況を把握するまでの時間差がある。安否確認の際は状況を大まかに説明し、不安の解消を図る。 ■ 絶えず声をかけるとともに、誘導の際は本人の左側で肩・腕・肘をかし、半歩前を足元に注意しながらゆっくり歩く。 ■ 白杖等を確保・携帯、盲導犬・聴導犬・介助犬の同行に配慮する。 ■ 方向の説明は、時計の文字盤を想像して行う。		
	聴覚障害者	■ 外見からの判断が難しく、また、自ら助けを要請することも困難になるため支援が遅れがちになる。 ■ 避難誘導の際は、手話や筆談（筆記用具を用意）を使う。 ■ 情報伝達は、掲示板・ファックス・メール等により文字や絵を使う。			聴覚障害者	■ 外見からの判断が難しく、また、自ら助けを要請することも困難になるため支援が遅れがちになる。 ■ 避難誘導の際は、手話や筆談（筆記用具を用意）を使う。 ■ 情報伝達は、掲示板・ファックス・メール等により文字や絵を使う。		
	言語障害者	■ 外見からの判断が難しく、また、自ら助けを要請することも困難になるため支援が遅れがちになる。			言語障害者	■ 外見からの判断が難しく、また、自ら助けを要請することも困難になるため支援が遅れがちになる。		
	肢体不自由者	■ 自力での避難が困難で、できるだけ早い安否確認・避難支援にむかう必要がある。			肢体不自由者	■ 自力での避難が困難で、できるだけ早い安否確認・避難支援に		

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新		旧	
		■ できるだけ車いすやリヤカー等の移動用具を確保する。	者	向かう必要がある。
	内部障害者	■ 外見からの判断が難しく、自力歩行や避難行動が困難な場合が多い。 ■ 医療機材の消毒や交換のため、医療機関による治療に時間がかかる場合は、清潔な処置スペースを用意する。	内部障害者	■ 外見からの判断が難しく、自力歩行や避難行動が困難な場合が多い。 ■ 医療機材の消毒や交換のため、医療機関による治療に時間がかかる場合は、清潔な処置スペースを用意する。
	知的障害者	■ 災害時、自力での状況判断や避難が困難なため、できるだけ早い安否確認・避難支援に向かう必要がある。	知的障害者	■ 災害時、自力での状況判断や避難が困難なため、できるだけ早い安否確認・避難支援に向かう必要がある。
	精神障害者（自閉症者）	■ 環境の変化により気持ちが混乱し、精神的に不安定になることもあるため、気持ちを落ち着かせるように努める。	精神障害者（自閉症者）	■ 環境の変化により気持ちが混乱し、精神的に不安定になることもあるため、気持ちを落ち着かせるように努める。
	乳幼児・妊産婦	■ 行動機能が低下または能力がないため、常時、支援が必要となる。 ■ 必要に応じて医療的なサポートが必要となる。	乳幼児・妊産婦	■ 行動機能が低下または能力がないため、常時、支援が必要となる。 ■ 必要に応じて医療的なサポートが必要となる。
	人工呼吸器装着者	■ 災害の状況により避難の必要性の判断が求められる。また避難時の支援者、避難方法の確認、予定していた避難ができない場合の連絡先の確認が必要。 ■ 生命の維持のため、継続的な人工呼吸器の使用が必要とされ、電源の確保が必須とされる。	人工呼吸器装着者	■ 災害の状況により避難の必要性の判断が求められる。また避難時の支援者、避難方法の確認、予定していた避難ができない場合の連絡先の確認が必要。 ■ 生命の維持のため、継続的な人工呼吸器の使用が必要とされ、電源の確保が必須とされる。
震-73	緊急輸送道路の確保	■ 市では、障害物の除去作業について柏市建設関連防災ネットワークと協定を締結しているが、災害時に迅速・円滑に活動が展開できるよう具体的な体制整備に努める。	緊急輸送道路の確保	■ 市では、障害物の除去作業について柏市建設関連防災ネットワークと協定を締結しているが、災害時に迅速・円滑に活動が展開できるよう具体的な体制整備に努める。
	緊急輸送体制の整備	■ 市及び防災関係機関は、保有車両や災害時に確保可能な車両について緊急通行車両の事前届け出を行う。また災害時の燃料確保と車両の運用体制を整備する。 ■ 市及び警察は、平時よりパトロールや交通規制区間の通行について協議を行い、災害時の通行に関する連携を強化する。	緊急輸送体制の整備	■ 市及び防災関係機関は、保有車両や災害時に確保可能な車両について緊急通行車両の事前度届け出を行う。また災害時の燃料確保と車両の運用体制を整備する。 ■ 市及び警察は、平時よりパトロールや交通規制区間の通行について協議を行い、災害時の通行に関する連携を強化する。
震-75	仮設トイレの整備	■ 下水道施設の被災対策として、仮設トイレ、簡易トイレ、非常用トイレ袋を備蓄している。 ■ 広域避難場所である中原ふれあい防災公園にマンホールトイレ（138基）を整備しているが、今後建設される公共施設や公園等につ	仮設トイレの整備	■ 下水道施設の被災対策として、仮設トイレ、簡易トイレ、非常用トイレ袋を備蓄している。 ■ 広域避難場所である中原ふれあい防災公園にマンホールトイレ（138基）を整備しているが、今後建設される公共施設

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧														
		いては、同設備の整備に努める。 ■ 下水道が整備されている避難所（市立小中学校46校）にマンホールトイレの整備を進める。なお、令和7年3月現在、市立小中学校42校については、整備が完了している。			や公園等については、同設備の整備に努める。 ■ 下水道が整備されている避難所（市立小中学校46校）にマンホールトイレの整備を進める。なお、令和6年3月現在、市立小中学校36校については、整備が完了している。													
	仮設トイレの調達	■ 不足する仮設トイレ数を補うため、レンタル業者と協定を締結しているが、広域的な災害に備えた調達方法を整える。		仮設トイレの調達	■ 不足する仮設トイレ数を補うため、レンタル業者と協定を締結しているが、広域的な災害に備えた調達方法を整える。													
	搬送・管理体制の確立	■ 仮設トイレからのし尿の搬送体制については、柏市浄化槽対策協議会と協定を締結しているが、より迅速・円滑に実施できるよう具体的な搬送体制を構築しておく。 ■ 収集運搬頻度は、3日に1回を目安とする。		搬送・管理体制の確立	■ 仮設トイレからのし尿の搬送体制については、柏市浄化槽対策協議会と協定を締結しているが、より迅速・円滑に実施できるよう具体的な搬送体制を構築しておく。 ■ 収集運搬頻度は、3日に1回を目安とする。													
震77	<table><tr><th>指標の名称</th><th>現状値 (令和6年度)</th><th>目標値 (令和7年度)</th></tr><tr><td>帰宅困難者対応訓練</td><td>1回/年</td><td>1回/年</td></tr></table>			指標の名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	帰宅困難者対応訓練	1回/年	1回/年	<table><tr><th>指標の名称</th><th>現状値 (令和5年度)</th><th>目標値 (令和7年度)</th></tr><tr><td>帰宅困難者対応訓練</td><td>1回</td><td>1回</td></tr></table>			指標の名称	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和7年度)	帰宅困難者対応訓練	1回	1回
指標の名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)																
帰宅困難者対応訓練	1回/年	1回/年																
指標の名称	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和7年度)																
帰宅困難者対応訓練	1回	1回																

第2章 第4節 災害時の相互応援に備える

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧																																
震-78	◆ 東日本大震災では、特に被害の大きい東北地方においては受援窓口の不明確さや宿泊場所等の環境の整備不足といった課題により外部からの応援を十分に活用できず、市民対応が遅れたり、職員等の派遣を断らざるを得なかったりといった事態が生じた。 ◆ 熊本地震や令和6年能登半島地震においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、国は被災自治体の要請を待たずに水や食料等を送り込む「プッシュ型」支援を実施したが、“物資が拠点までは届いても避難所に届かない”、“応援職員との役割分担が明確化されておらず多くの混乱が見られた”等の課題が生じた。 ◆ 被災自治体のニーズと他からの支援物資に需給ミスマッチも生じていた。 ◆ 過去の大災害を踏まえ、市では被災自治体からの応援要請ができなくても、迅速に応援・受援できる体制を整えておく必要がある。 ◆ 各種災害対応に必要な人員がとくに不足する時間帯や業務を検討し、支援要請が特に必要な業務ごとに、支援の要請先、協定の有無、求める資格や職種等を整理し、受援計画としてとりまとめる必要がある。			◆ 東日本大震災では、受援窓口の不明確さや宿泊場所等の環境の整備不足といった課題により外部からの応援を十分に活用できず、市民対応が遅れたり、職員等の派遣を断らざるを得なかったりといった事態が生じた。 ◆ 熊本地震においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、国は被災自治体の要請を待たずに水や食料等を送り込む「プッシュ型」支援を実施したが、“物資が拠点までは届いても避難所に届かない”、“応援職員との役割分担が明確化されておらず多くの混乱が見られた”等の課題が生じた。 ◆ 被災自治体のニーズと他からの支援物資に需給ミスマッチも生じていた。 ◆ このため、被災自治体からの応援要請ができなくても、迅速に応援・受援できる体制を整えておく必要がある。 ◆ 各種災害対応に必要な人員がとくに不足する時間帯や業務を検討し、支援要請が特に必要な業務ごとに、支援の要請先、協定の有無を求める資格や職種等を整理し、受援計画としてとりまとめる必要がある。																																
震-84	<table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">共助</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">町会・自治会・区等(ふるさと協議会)</td></tr><tr><td rowspan="2">災害時 (初期期)</td><td>人命保護</td><td colspan="2">◆組織的な消火・救助活動 ◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力</td></tr><tr><td>情報</td><td colspan="2">◆被害・安否情報収集 ◆掲示板への掲示 ◆近隣センター(地区災害対策本部)への協力</td></tr></table>					共助				町会・自治会・区等(ふるさと協議会)		災害時 (初期期)	人命保護	◆組織的な消火・救助活動 ◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力		情報	◆被害・安否情報収集 ◆掲示板への掲示 ◆近隣センター(地区災害対策本部)への協力		<table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">共助</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>町会・自治会・区等</td><td>ふるさと協議会</td></tr><tr><td rowspan="2">災害時 (初期期)</td><td>人命保護</td><td>◆組織的な消火・救助活動</td><td>◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力</td></tr><tr><td>情報</td><td>◆被害・安否情報収集 ◆近隣センター(地区災害対策本部)への伝達 ◆掲示板への掲示</td><td>◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力</td></tr></table>					共助				町会・自治会・区等	ふるさと協議会	災害時 (初期期)	人命保護	◆組織的な消火・救助活動	◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力	情報	◆被害・安否情報収集 ◆近隣センター(地区災害対策本部)への伝達 ◆掲示板への掲示	◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力
		共助																																		
		町会・自治会・区等(ふるさと協議会)																																		
災害時 (初期期)	人命保護	◆組織的な消火・救助活動 ◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力																																		
	情報	◆被害・安否情報収集 ◆掲示板への掲示 ◆近隣センター(地区災害対策本部)への協力																																		
		共助																																		
		町会・自治会・区等	ふるさと協議会																																	
災害時 (初期期)	人命保護	◆組織的な消火・救助活動	◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力																																	
	情報	◆被害・安否情報収集 ◆近隣センター(地区災害対策本部)への伝達 ◆掲示板への掲示	◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力																																	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
		避難行動	◆指定避難所への誘導 ◆避難所開設協力 ◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力		避難行動	◆指定避難所への誘導 ◆避難所開設協力 ◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力 ◆避難所開設協力
		被災生活支援	◆在宅被災者支援 ◆避難所運営協力 ◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力		被災生活支援	◆避難所運営協力 ◆在宅被災者支援 ◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力 ◆避難所運営協力

第3章 第1節 活動体制を整える

震-85	部局	時期	活 動 概 要	震-85	部局	時期	活 動 概 要
	地区災害対策本部	3時間以内	地区災害対策本部の設置・運営		地区災害対策本部	3時間以内	地区災害対策本部の設置・運営
			出張所業務及び近隣センター業務の停止				出張所業務及び近隣センター業務の停止
			地区災害対策本部活動の開始（被害状況確認、避難所の開設・運営、K-Net 活動、物資管理、応急給水）				地区災害対策本部活動の開始（被害調査、避難所、救護福祉、物資）
震-86	財政部	3時間以内	住家等被害の情報収集開始	財政部		3時間以内	被害調査担当の地区災害対策本部活動の開始
			大規模被害地域の被害調査及び情報収集開始			42時間以内	大規模被害地域被害調査完了
		72時間以内	住家等被害認定調査開始			72時間以内	住家等被害認定調査開始
			罹災証明書・被災届出証明書発行に関する広報開始				罹災証明書・被災届出証明書発行に関する広報開始
		1週間以内	罹災証明書・被災届出証明書発行開始			1週間以内	罹災証明書・被災届出証明書発行開始
		2週間以内	被災者支援（減免・申告納期限の延長）			2週間以内	被災者支援（減免・申告納期限の延長）
震-87	福祉部	3時間以内	社会福祉協議会との連携開始	福祉部		3時間以内	社会福祉協議会との連携開始
			医療機関情報の収集（健康医療部連携）				医療機関情報の収集（健康医療部連携）
			応援要請（医師（日本赤十字社））				応援要請（医師（日本赤十字社））
			所管施設の避難所開設・運営				所管施設の避難所開設・運営
			所管施設（社会福祉施設等）情報の収集				所管施設（社会福祉施設等）情報の収集
			福祉避難所の開設				福祉避難所の開設

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
		12時間以内	遺体収容準備（市内葬儀業者・ウイングホール柏蒔） 遺体収容・安置・検案開始		12時間以内	遺体収容準備（市内葬儀業者・ウイングホール柏蒔） 遺体収容・安置・検案開始
		72時間以内	災害ボランティアセンターの設置（社会福祉協議会） 在宅要配慮者の支援開始（健康医療部連携） 安否不明者の捜索開始 安否不明者相談所の開設 支援要請物資の決定（義援物資の募集）		72時間以内	災害ボランティアセンターの設置 運営調整 （社会福祉協議会） 在宅要配慮者の支援開始（健康医療部連携） 安否不明者の捜索開始 安否不明者相談所の開設 支援要請物資の決定（義援物資の募集）
		1週間以内	身元不明遺体埋火葬の検討		1週間以内	身元不明遺体埋火葬の検討
		2週間以内	被災者支援（災害弔慰金、災害障害見舞金、災害義援金、特別支援学校等への就学奨励事業、障害福祉サービスの利用者負担等の減額・免除、生活福祉資金制度による貸付、日赤義援金に関する事務）		2週間以内	被災者支援（災害弔慰金、災害障害見舞金、災害義援金、特別支援学校等への就学奨励事業、障害福祉サービスの利用者負担等の減額・免除、生活福祉資金制度による貸付、日赤義援金に関する事務）
震-88	救護本部	3時間以内	救護相談設置（健康医療部・福祉部・消防局・医師会） 災害拠点病院・災害医療協力病院の被害状況、受入可能患者数等の把握（EMIS）、医療機関情報の収集 派遣・応援医師、看護士、薬剤師等の配置方針を決定 県災害対策本部へ応援要請（DMAT、日本赤十字社、JMAT）、医療チームの派遣調整 負傷者の救護	救護本部	3時間以内	救護相談設置（健康医療部・福祉部・消防局・医師会等） 災害拠点病院・災害医療協力病院の被害状況、受入可能患者数等の把握（EMIS）、医療機関情報の収集 派遣・応援医師、看護士、薬剤師等の配置方針を決定 県災害対策本部へ応援要請（DMAT、日本赤十字社、JMAT）、医療チームの派遣調整 負傷者の救護
		12時間以内	市災害対策本部へ要請（水、燃料、電力等） 応援医師・看護士の要請（災害医療コーディネーターを配置し、被災地外からの応援医師・看護士の派遣を調整） 患者の市内搬送及び帰郷後搬送		12時間以内	市災害対策本部へ要請（水、燃料、電力等） 応援医師・看護士の要請（災害医療コーディネーターを配置し、被災地外からの応援医師・看護士の派遣を調整） 患者の市内搬送及び帰郷後搬送

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
			福祉避難所の開設情報の収集				福祉避難所の開設情報の収集	
			臨時救護所の設置				臨時救護所の設置	
		24時間以内	医薬品・医療資機材の受け入れ			24時間以内	医薬品・医療資機材の受け入れ	
			備蓄医薬品の供給				備蓄医薬品の供給	
震-90	上下水道局	3時間以内	柏市上下水道局災害対策本部の設置	上下水道局	上下水道局	3時間以内	柏市上下水道局災害対策本部の設置	
			被害状況の把握を開始				被害状況の把握を開始	
			被害調査の結果を情報収集し、本部へ報告				被害調査の結果を情報収集し、本部へ報告	
			広報活動開始				広報活動開始	
			応援要請（給水車等）				応援要請（給水車等）	
			水質検査開始				水質検査開始	
			コールセンターの設置				コールセンターの設置	
		12時間以内	給水優先 病院 の給水開始			12時間以内	給水優先 施設 の給水開始	
			応急給水開始（水源地・耐震性貯水槽）				応急給水開始（水源地・耐震性貯水槽）	
			応急復旧工事計画の策定（水源地）				応急復旧工事計画の策定（水源地）	
		24時間以内	応援要請（技師・重機・資機材等）				応援要請（技師・重機・資機材等）	
			応急復旧工事計画の策定（水道管路、下水道施設）				応急復旧工事計画の策定（水道管路、下水道施設）	
			応援要請（他市町村等、協定事業所等）				応援要請（他市町村等、協定事業所等）	
		48時間以内	応急給水開始（給水タンク）			24時間以内	応急給水開始（給水タンク）	
			応急復旧工事開始				応急復旧工事開始	
			応急復旧工事開始（下水道施設）				応急復旧工事開始（下水道施設）	
			他市の応援給水車による応急給水（給水タンク）				他市の応援給水車による応急給水（給水タンク）	
			復旧長期化対策検討				復旧長期化対策検討	
		72時間以内				72時間以内		
震-91	学校教育 教育総務部	3時間以内	児童・生徒の保護・安全対策	学校教育 教育総務部	学校教育 教育総務部	3時間以内	児童・生徒の保護・安全対策	
			避難所（所管施設）開設・運営				避難所（ 小中学校・市立柏高校 ）開設・運営	
			児童・生徒の保護者への引き渡し				児童・生徒の保護者への引き渡し	
		1か月以内	全学校の運営再開			1か月以内	全学校の運営再開	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
震-92	本部	配備	配備基準	参集体制(※1)	本部	配備	配備基準	参集体制(※1)
	—	情報収集 体制配備	■ 市内震度が4 を記録したとき。 ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	各部局必要 人員参集 (※2)	—	注意配備	■ 市内震度が4 を記録したとき。 ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	各部局必要 人員参集 (※2)
	警戒 本部	警戒配備	■ 市内震度が5 弱を記録したとき。(自動配備) ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	職員の1/2 参集 (※3)	警戒 本部	警戒配備	■ 市内震度が5 弱を記録したとき。(自動配備) ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	職員の1/2 参集 (※3)
	災害 対策 本部	非常配備	■ 市内震度が 5 強以上を記録したとき。(自動配備) ■ 災害の発生その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたとき。	全職員参集 (※4)	災害 対策 本部	非常配備	■ 市内震度が 5 強以上を記録したとき。(自動配備) ■ 災害の発生その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたとき。	全職員参集 (※4)
震-94	本部は、市役所本庁舎3階フロアに設置し、災害対応の意思決定機関としての機能を確保するため、同階低層棟フロアを中心に資機材の設定と人員の配置を行う				本部は、市役所本庁舎3階フロアに設置し、災害対応の意思決定機関としての機能を確保するため、同階序議室を中心に資機材の設定と人員の配置を行う			
震-94	関係機関		警察・自衛隊・ライフライン機関・社会福祉協議会等		関係機関		救護本部・警察・自衛隊・ライフライン機関・社会福祉協議会等	
	災害対策本部事務局(危機管理部)				災害対策本部事務局(危機管理部)			
震-95	本部長、副本部長、本部長付及び本部員は災害対策本部会議に参加する。				本部長、副本部長、本部長付及び本部員は災害対策本部に常駐する。			
震-96	本部事務局には危機管理部、広報部、消防局、元防災安全課職員等から本部事務局付け職員を指名し充てる。				本部事務局には危機管理部、企画部、広報部、消防局、元防災安全課職員等から本部事務局付け職員を指名し充てる。			
震-96	(ア) 本部事務局の編成 情報処理班：危機管理部、元防災安全課職員を中心に編成する				(ア) 本部事務局の編成 情報処理班：危機管理部、総務部、総務部応援職員、元防災安全課職員を中心に編成する			
震-96	(ウ) コールセンターの設置				(ウ) コールセンターの設置			

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
	総務部、総務部応援職員が中心となり、災害発生後3時間以内に本庁舎3階302会議室にコールセンターを設置する			総務部、総務部応援職員が中心となり、災害発生後3時間以内に本庁舎5階第5・6委員会室にコールセンターを設置する		
震-97	災害に関する様々な情報については、各部局別活動概要（※第3章-第1節-第1）を参考として各部局ごとに取りまとめ、本部防意意思決定を行う判断材料として本部事務局（情報処理班）へ報告する。原則、災害情報システムで報告し、システムが使用不可の際は、災害時の通信手段使用優先順位に従って連絡を行う。			災害に関する様々な情報については、各部局別活動概要（※第3章-第1節-第1）を参考として各部局ごとに取りまとめ、本部防意意思決定を行う判断材料として本部事務局（情報処理班）へ報告、及び庁内システムへ記録する。		
震-99	参集基準		参集体制	参集基準		参集体制
	市内震度5弱	・本部長及び本部長補佐：参集 ・本部運営員及び避難所運営員：1／2参集		市内震度5弱	近隣センター職員：1／2参集 避難所運営担当：全員参集	
	市内震度5強以上	全員参集		市内震度5強以上	全員参集	
震-99	担当	役割	人員	構成	役 割	配置職員
	本部長	全体指揮	近隣センター所長	本部長	■災害対策本部と連携し、情報の円滑な報告・共有・伝達等の連絡を行う。 ■避難してくる来館者等の対応及び地区に向けた情報の発信を行う。	近隣センター職員
	本部長補佐	本部長の補佐	近隣センター職員	本部長補佐		
	本部運営員	避難所の開設・運営 地区内の被害情報の収集 K-Net 活動 備蓄倉庫の搬出管理 応急給水拠点での活動	近隣センター職員 及び指名職員 ※本部運営員は4名、避難所運営員は1施設につき3名	本部運営担当	■エリア担当職員及びふるさと協議会と連絡調整して、地区における応急対策を行う。	
	避難所運営員					
				被害調査担当	■地区内の人的・物的被害状況を調査し、地区災害対策本部を通じて本部に報告する。	近隣センター以外の職員
				避難所担当	■避難所運営組織及び施設管理者と連携して避難所運営を行う。	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
		■近隣センター及び市管理施設以外の避難所の開設・運営を行う。 救護福祉担当 ■避難所等を巡回し、救護・衛生管理支援活動を行う ■K-Net登録名簿に基づき、要配慮者の安否確認を行う。 物資給水担当 ■第3章第2節第9項「物資・給水担当」参照
震-100	原則、災害情報システムを使用して報告・連絡する。 使用できない際は、災害時の通信手段使用優先順位に従って報告・連絡を行う。	
震-101	余震が収まった段階で、「避難所開設・運営マニュアル」を参考に施設の外壁・柱・天井等を目視により確認し、施設の一部又は全部の使用を制限する。	余震が収まった段階で、施設の外壁・柱・天井等を目視により確認し、次に該当する場合は、施設の一部又は全部の使用を制限する。 □ 周辺地盤面の亀裂 □ 建物の傾き □ 外壁・内壁・柱への大きな亀裂 □ 天井の崩落・崩落の恐れ □ 窓ガラスの破損 □ 照明器具の破損・落下の危険性等

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ

新

旧

第3章 第2節 被害を最小限にいくとめる

震-102

場 所	電力	燃料種別	容 量	稼働可能時間
本庁舎	300KVA	A重油	1、000 ㍓	計15時間（全負荷時）

場 所	電力	燃料種別	容 量	連続稼働時間
本庁舎	300KVA	A重油	1、000 ㍓	15時間（全負荷時）

震-106

1	有線通信	■ 災害時優先電話 ■ ファクシミリ
2	無線通信	■ 防災行政無線 ■ 災害用IP無線 ■ 消防無線
3	代替通信	■ 非常・緊急電報 市外局番なしの「115」にダイヤルし、オペレーターへ申し込む ■ 非常通信 地震その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じた時は、電波法第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信を行う。 ・警察通信施設・国土交通省関係通信施設 ・東京電力パワーグリッド(株)通信施設 ・東日本電信電話(株)通信施設・日本放送協会千葉放送局通信施設 ・その他の通信施設 削除

1	有線通信	■ 災害時優先電話 ■ ファクシミリ
2	無線通信	■ 防災行政無線 ■ 災害用IP無線 ■ 消防無線
3	代替通信	■ 非常・緊急電報 市外局番なしの「115」にダイヤルし、オペレーターへ申し込む ■ 非常通信 地震その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じた時は、電波法第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信を行う。 ・警察通信施設・国土交通省関係通信施設 ・東京電力パワーグリッド(株)通信施設 ・東日本電信電話(株)通信施設・日本放送協会千葉放送局通信施設 ・その他の通信施設 ■ アマチュア無線の活用 協定先のアマチュア無線クラブの構成員

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ		新			旧																																													
								の協力を得て情報収集等に活用する。																																										
震-108		災害コールセンター ■ 市（総務部）は、本庁舎3階302会議室に災害コールセンターを設置し、市民からの情報を集約する。			災害コールセンター ■ 市（総務部）は、本庁舎5階第5・6委員会室に災害コールセンターを設置し、市民からの情報を集約する。																																													
震-109		<table><tr><th>報告の種類</th><th>報告主管部</th><th>報 告 先</th></tr><tr><td>行政機能関係</td><td>総務部</td><td>千葉県総務部市町村課</td></tr><tr><td>公共土木施設等関係</td><td>土木部</td><td>柏土木事務所</td></tr><tr><td>農林業施設等関係</td><td>経済産業部</td><td>東葛飾農業事務所</td></tr><tr><td>商工施設等関係</td><td>経済産業部</td><td>県商工労働部 経済政策課</td></tr><tr><td>公設市場施設</td><td>経済産業部</td><td>県農林水産部販売輸出課</td></tr><tr><td>文教施設等関係</td><td>教育総務部、生涯学習部、学校教育部</td><td>東葛飾教育事務所</td></tr></table>			報告の種類	報告主管部	報 告 先	行政機能関係	総務部	千葉県総務部市町村課	公共土木施設等関係	土木部	柏土木事務所	農林業施設等関係	経済産業部	東葛飾農業事務所	商工施設等関係	経済産業部	県商工労働部 経済政策課	公設市場施設	経済産業部	県農林水産部販売輸出課	文教施設等関係	教育総務部、生涯学習部、学校教育部	東葛飾教育事務所	<table><tr><th>報告の種類</th><th>報告主管部</th><th>報 告 先</th></tr><tr><td>新設</td><td>新設</td><td>新設</td></tr><tr><td>公共土木施設等関係</td><td>土木部</td><td>柏土木事務所</td></tr><tr><td>農林業施設等関係</td><td>経済産業部</td><td>東葛飾農業事務所</td></tr><tr><td>商工施設等関係</td><td>経済産業部</td><td>県商工労働部 経済政策課</td></tr><tr><td>公設市場施設</td><td>経済産業部</td><td>県農林水産部流通販売課</td></tr><tr><td>文教施設等関係</td><td>教育総務部、生涯学習部、学校教育部</td><td>東葛飾教育事務所</td></tr></table>				報告の種類	報告主管部	報 告 先	新設	新設	新設	公共土木施設等関係	土木部	柏土木事務所	農林業施設等関係	経済産業部	東葛飾農業事務所	商工施設等関係	経済産業部	県商工労働部 経済政策課	公設市場施設	経済産業部	県農林水産部流通販売課	文教施設等関係	教育総務部、生涯学習部、学校教育部	東葛飾教育事務所
報告の種類	報告主管部	報 告 先																																																
行政機能関係	総務部	千葉県総務部市町村課																																																
公共土木施設等関係	土木部	柏土木事務所																																																
農林業施設等関係	経済産業部	東葛飾農業事務所																																																
商工施設等関係	経済産業部	県商工労働部 経済政策課																																																
公設市場施設	経済産業部	県農林水産部販売輸出課																																																
文教施設等関係	教育総務部、生涯学習部、学校教育部	東葛飾教育事務所																																																
報告の種類	報告主管部	報 告 先																																																
新設	新設	新設																																																
公共土木施設等関係	土木部	柏土木事務所																																																
農林業施設等関係	経済産業部	東葛飾農業事務所																																																
商工施設等関係	経済産業部	県商工労働部 経済政策課																																																
公設市場施設	経済産業部	県農林水産部流通販売課																																																
文教施設等関係	教育総務部、生涯学習部、学校教育部	東葛飾教育事務所																																																

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧				
			教育部		危険物施設等関係 危険物	消防局→危機管 理部 消防局	県災害対策本部事務 局（防災対策課）	
		危険物施設等関係 危険物	消防局→危機管 理部 消防局	県災害対策本部事務 局（防災対策課）		社会福祉施設関係	健康医療部、福 祉部	健康福祉部 健康福 祉指導課
		社会福祉施設関係	健康医療部、福 祉部	健康福祉部 健康福 祉指導課		下水道施設関係	上下水道局	県土整備部 下水道 課
		下水道施設関係	上下水道局	県土整備部 下水道 課		清掃（し尿、廃棄物処 理）施設関係 し尿、一般廃棄物 処理施設	環境部	環境生活部 循環型 社会推進課
		清掃（し尿、廃棄物処 理）施設関係 し尿、一般廃棄物 処理施設	環境部	環境生活部 循環型 社会推進課		産業廃棄物処理施 設	環境部	環境生活部 廃棄物 指導課
		産業廃棄物処理施 設	環境部	環境生活部 廃棄物 指導課		水道施設関係	上下水道局	総合企画部 水政課
		水道施設関係	上下水道局	総合企画部 水政課		医療施設等関係	健康医療部、福 祉部	健康福祉部 医療整 備課
		医療施設等関係	健康医療部、福 祉部	健康福祉部 医療整 備課		医療機関・薬局等 関係	健康医療部	健康福祉部 医療整 備課
		医療機関関係	健康医療部	健康福祉部 医療整 備課		公営住宅関係	都市部	県土整備部 住宅課
		薬局等関係	健康医療部	健康福祉部 薬務課				
		公営住宅関係	都市部	県土整備部 住宅課				
震-110	広報部が中心となり、関係機関と連携して災害時の広報活動を行う。				広報部は、関係機関と連携して災害時の広報活動を行う。			
震-110	伝達手段		内容		伝達手段		内容	
	1	防災行政無線	■全国瞬時警報システム（Ｊアラート）と連動し、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合（緊急地震速報）、震度5弱以上の地震が発生した場合に自動放送される。また、適宜情報発信の際に使用。		1	防災行政無線	■全国瞬時警報システム（Ｊアラート）と連動し、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合（緊急地震速報）、震度5弱以上の地震が発生した場合に自動放送される。また、適宜情報発信の際に使用する。	
	2	ホームページ	■市が収集した災害情報及び応急活動の実施状況、避難所の状況を随時掲載。また、他自治体やボランティアへの人的・物		2	ホームページ	■市が収集した災害情報及び応急活動の実施状況を随時	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新		旧	
		的な応援要請・受け入れに関する情報発信にも活用。		掲載。また、他自治体やボランティアへの人的・物的な応援要請・受け入れに関する情報発信にも活用。
3	かしわメール配信サービス	■市が収集した災害情報及び応急活動の実施状況、避難所の開設状況を定期的に、繰り返し配信。 ■ホームページへの誘導的機能。	3	かしわメール配信サービス ■市が収集した災害情報及び応急活動の実施状況、避難所の開設状況を定期的に、繰り返し配信。 音声ではな く、視覚から受け取れることも利点。
4	緊急速報メール	■避難所情報を配信。	4	緊急速報メール ■避難所情報を配信。 視覚から受け取れることも利点。
5	X・LINE	■市が収集した災害情報及び応急救急活動の実施状況、避難所の開設状況を定期的に、繰り返し配信。 ■ホームページへの誘導的機能。 ■市民からの書き込みによる、迅速な災害情報の収集。	5	X・LINE ■市が収集した災害情報及び応急救急活動の実施状況、避難所の開設状況を定期的に、繰り返し配信する。 ■ホームページやメールの補完的機能を果たす。市民からの書き込みにより、瞬時の災害情報の収集に効果を発揮する。
6	防災アプリ	■避難所の開設状況等を「Yahoo!防災速報」のアプリから発信する。スマートフォン端末の位置情報を用いて、旅行者にも情報通知が可能。	6	防災アプリ ■避難所の開設状況等を「Yahoo!防災速報」のアプリから発信する。スマートフォン端末の位置情報を用いて、旅行者にも情報通知が可能。
7	広報車	■特に情報発信を必要とする地域を中心に給水情報や物資配給情報の巡回広報。	7	広報車 ■特に情報発信を必要とする地域を中心に給水情報や物資配給情報の巡回広報。
8	消防団	■消防団車両の巡回等により、避難所情報を広報。	8	消防団 ■消防団車両の巡回等により、避難所情報を広報。
9	テレビ	■NHK、千葉テレビ、JCOM等に柏市が収集した災害情報を提供。	9	テレビ ■NHK、千葉テレビ、JCOM等に柏市が収集した災害情報を提供。
10	ラジオ	■バイエフエム等に柏市が収集した災害情報を提供。	10	ラジオ ■バイエフエム等に柏市が収集した災害情報を提供。
11	臨時災害放送局	■本部長の決定にしたがい、関東総合通信局に連絡し開局。市庁舎以外（地元コミュニティ放送局）から災害関連情報を放送。	11	臨時災害放送局 ■本部長の決定にしたがい、関東総合通信局に連絡し開局。市庁舎以外（地元コミュニティ放送局）から災害関連情報を放送する。
12	近隣センター掲示板	■上記1の内容をその都度掲示。その他、被災生活に係る緊急・重要情報をその都度掲示。	12	近隣センター掲示板 ■上記1の内容をその都度掲示。その他、被災生活に係る緊急・重要情報をその都度掲示。
13	避難所掲示板	■上記1の内容をその都度掲示。その他、避難者に係る情報をその都度掲示。	13	避難所掲示板 ■上記1の内容をその都度掲示。その他、避難者に係る情報をその都度掲示。
14	町会掲示板	■地区災害対策本部を通じて緊急・重要情報を、初期には地域の拠点掲示板に掲載。最終的には市内約1,650カ所の掲示板へ掲載。	14	町会掲示板 ■地区災害対策本部を通じて緊急・重要情報を、初期には地域の拠点掲示板に掲載。最終的には市内約1,650カ所の掲示板を目標とする。
15	広報紙（臨時広報紙）	■通常の定期発行に変え災害時の臨時広報紙を発行。当初は、平常時のように全戸配布は困難なため、避難所、公共施設等		

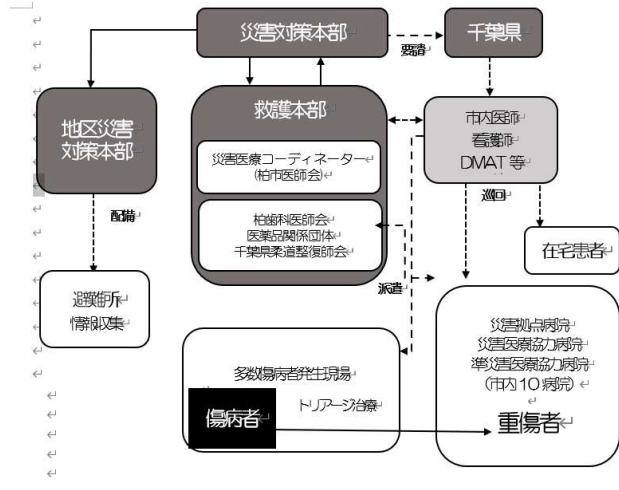
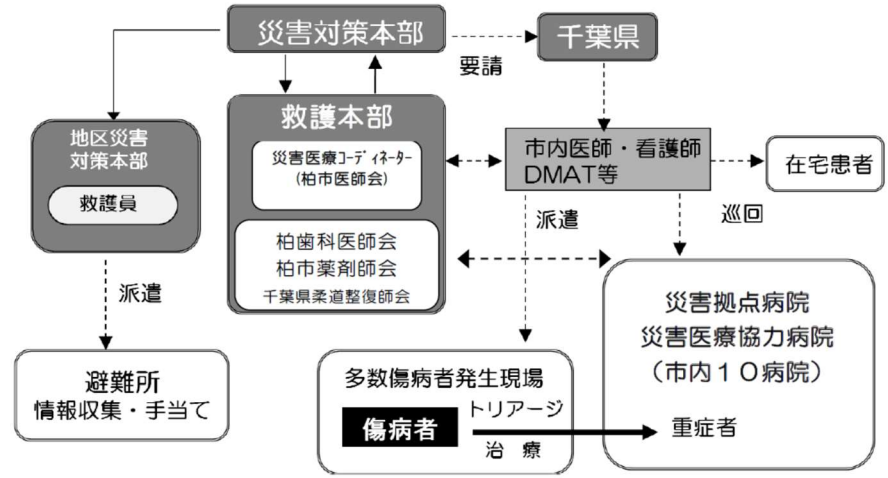
柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
			への重点配布を行い、最終的には全戸への配布を目標。	15	広報紙（臨時広報紙）	■通常の定期発行に変え災害時の臨時広報紙を発行。当初は、平常時のように全戸配布は困難なため、避難所、公共施設等への重点配布を行い、最終的には新聞折込みによる全戸配布を目標とする。
	16	Ｌアラート 災害情報発信システム	■避難情報など各種災害関連情報を簡素化・一括化し、マルチメディア振興センターが運営する災害情報発信システムで、テレビやインターネットなどのさまざまなメディアを通じて配信。	16	Ｌアラート 災害情報発信システム	■避難情報など各種災害関連情報を簡素化・一括化し、マルチメディア振興センターが運営する災害情報発信システムで、テレビやインターネットなどのさまざまなメディアを通じて配信する。
	17	ファックス	■聴覚障害者専用のファックスにより、停電時においても情報発信。（字事前の登録者が対象）	17	ファックス	■聴覚障害者専用のファックスにより、停電時においても情報発信する。（字事前の登録者が対象）
	18	その他	■災害時の情報発信に関する応援協定に基づき、協定の相手方に各種災害関連情報の発信を要請。	18	その他	■災害時の情報発信に関する応援協定に基づき、協定の相手方に各種災害関連情報の発信を要請する。
震-114	オ 東日本旅客鉄道（株）、東武鉄道（株）			オ 東日本旅客鉄道（株）		
震-115	職員参集	■市域に震度５強以上の地震が発生した場合、消防職・団員は、地域防災計画に基づく、別に定める基準に基づき、非常配備体制をとる。		職員参集	■市域に震度５強以上の地震が発生した場合、消防職・団員は、地域防災計画に基づく、別に定める基準に基づき、非常配備体制をとる。	
	情報収集	■１１９番通報、高所情報カメラ、無人航空機等、住民からの駆け付け通報、消防団員からの情報などを収集し、本部に報告する。 ■救護本部に医療機関からの情報収集及び連絡調整を確保するため職員を派遣する。		情報収集	■１１９番通報、高所情報カメラ、住民からの駆け付け通報、消防団員からの情報などを収集し、本部に報告する。 ■救護本部に医療機関からの情報収集及び連絡調整を確保するため職員を派遣する。	
	水利の確保	■地震による水道管の破損等によって、消火栓が使用不能となることが予想されるため、自然水利等活用できる水利を確保する。		水利の確保	■地震による水道管の破損等によって、消火栓が使用不能となることが予想されるため、自然水利等活用できる水利を確保する。	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
震-118	3 時間以内 ◆ 救護本部（健康医療部・福祉部・災害医療コーディネーター等）の設置 ・医療機関の被害状況確認 ・災害拠点病院及び災害医療協力病院の医薬品・医療材料等の確認 ・医薬品卸売販売業者の被害・在庫状況確認 ・医療活動方針の決定 ◆ 災害拠点病院及び災害医療協力病院等に市内の医師・看護師の出動要請 ◆ 応援の要請（DMAT、日本赤十字社、JMAT、DPAT） ◆ 医療機関情報の広報開始 ◆ 災害拠点病院及び災害医療協力病院等の補強開始（発電機等燃料） 6時間以内 ◆ 在宅患者の巡回 ◆ 災害拠点病院及び災害医療協力病院等の支援開始（燃料） 12 時間以内 ◆ 病院機能を維持するための物資（燃料・水・発電機）の確認及び要請 ◆ 医薬品・医療材料の調達・供給開始 ◆ 重症者の後方医療施設への搬送 ◆ 災害拠点病院及び災害医療協力病院等の支援開始（給水）	3 時間以内 ◆ 救護本部（健康医療部・福祉部・災害医療コーディネーター等）の設置 ・医療機関の被害状況確認 ・災害拠点病院及び災害医療協力病院の医薬品・医療材料等の確認 ・医薬品卸売販売業者の被害・在庫状況確認 ・医療活動方針の決定 ◆ 災害拠点病院及び災害医療協力病院等に市内の医師・看護師の出動要請 ◆ 応援の要請（DMAT、日本赤十字社、JMAT、DPAT） ◆ 医療機関情報の広報開始 ◆ 災害拠点病院及び災害医療協力病院等の補強開始（発電機等燃料） 6時間以内 ◆ 在宅患者の巡回 ◆ 災害拠点病院及び災害医療協力病院等の支援開始（燃料・給水） 12 時間以内 ◆ 病院機能を維持するための物資（燃料・水・発電機）の確認及び要請 ◆ 医薬品・医療材料の調達・供給開始 ◆ 重症者の後方医療施設への搬送
震-120	大規模地震（震度5強以上）が発生したとき等、市役所本庁舎3階低層棟フロアに健康医療部長を本部長とし、柏市医師会会長・同副会長・同救急災害担当理事を災害医療コーディネーターとする救護本部を設置する。救護本部では「柏市医師会災害対応マニュアル」に従い、救護本部長とともに医療活動の救護本部の運営及び指揮統制を行う。	大規模地震（震度5強以上）が発生したとき等、市役所本庁舎3階会議室に健康医療部長を本部長とし、柏市医師会会長・同副会長・同救急災害担当理事を災害医療コーディネーターとする救護本部を設置する。救護本部では「柏市医師会災害対応マニュアル」に従い、救護本部長とともに医療活動の救護本部の運営及び指揮統制を行う。
震-121	地区災害対策本部 配備	地区災害対策本部 救護員 派遣

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧								
	避難所 情報収集 準災害医療協力病院 医療品関係団体 	避難所 情報収集・手当て 柏市薬剤師会 								
震-121	医薬品・医療材料の供給は、救護本部の指示のもと、市（健康医療部）と 薬剤師会 が連携して実施する。	医薬品・医療材料の供給は、救護本部の指示のもと、市（健康医療部）と 市薬剤師会 が連携して実施する。								
震-123	市（健康医療部）は、被災状況に応じて 保健活動班（避難所係保健担当） を編成し、地区内の避難所状況を把握する。	市（健康医療部）は、被災状況に応じて 救護班 を編成し、地区内の避難所状況を把握する。								
震-129	<table><tr><td>3 時間以内</td><td> ◆ 災害状況把握開始 ・災害拠点病院及び災害医療協力病院の医薬品・医療材料医療資機材等の確認 ・大規模小売店、燃料供給施設等の被災（稼働）状況確認 ◆ 応援協定市の被災状況確認開始 </td></tr><tr><td>12 時間以内</td><td> ◆ 緊急応援要請（品目・数量）の決定 ◆ 応援物資の受入拠点の決定 ◆ 応援要請の実施 </td></tr></table>	3 時間以内	◆ 災害状況把握開始 ・災害拠点病院及び災害医療協力病院の医薬品・医療材料医療資機材等の確認 ・大規模小売店、燃料供給施設等の被災（稼働）状況確認 ◆ 応援協定市の被災状況確認開始	12 時間以内	◆ 緊急応援要請（品目・数量）の決定 ◆ 応援物資の受入拠点の決定 ◆ 応援要請の実施	<table><tr><td>3 時間以内</td><td> ◆ 災害状況把握開始 ・災害拠点病院及び災害医療協力病院の医薬品・医療材料医療資機材等の確認 ・大規模小売店、燃料供給施設等の被災（稼働）状況確認 ◆ 応援協定市の被災状況確認開始 </td></tr><tr><td>12 時間以内</td><td> ◆ 緊急応援要請（品目・数量）の決定 ◆ 応援物資集積拠点の決定 ◆ 応援要請の実施 </td></tr></table>	3 時間以内	◆ 災害状況把握開始 ・災害拠点病院及び災害医療協力病院の医薬品・医療材料医療資機材等の確認 ・大規模小売店、燃料供給施設等の被災（稼働）状況確認 ◆ 応援協定市の被災状況確認開始	12 時間以内	◆ 緊急応援要請（品目・数量）の決定 ◆ 応援物資集積拠点の決定 ◆ 応援要請の実施
3 時間以内	◆ 災害状況把握開始 ・災害拠点病院及び災害医療協力病院の医薬品・医療材料医療資機材等の確認 ・大規模小売店、燃料供給施設等の被災（稼働）状況確認 ◆ 応援協定市の被災状況確認開始									
12 時間以内	◆ 緊急応援要請（品目・数量）の決定 ◆ 応援物資の受入拠点の決定 ◆ 応援要請の実施									
3 時間以内	◆ 災害状況把握開始 ・災害拠点病院及び災害医療協力病院の医薬品・医療材料医療資機材等の確認 ・大規模小売店、燃料供給施設等の被災（稼働）状況確認 ◆ 応援協定市の被災状況確認開始									
12 時間以内	◆ 緊急応援要請（品目・数量）の決定 ◆ 応援物資集積拠点の決定 ◆ 応援要請の実施									

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧																																																			
	24時間以内		◆ 救援物資の配給開始		24時間以内		◆ 救援物資の配給開始																																																	
震-130	救援物資の受入拠点（ 地域内輸送拠点 ）は、効率的・効果的な集積と運搬を行うため、民間の物流倉庫等を活用した体制が望ましいが、体制が構築できない場合は次の施設での食糧等の集積・運搬体制を決定し、受け入れた物資の仕分け要領、区画を確立する。 拠点となる施設 が不足する場合は、大型テントを自衛隊等へ応援を要請する。 なお、物資の 地域内輸送拠点 候補施設は、市内や当該施設周辺の被害状況から判断し、周辺住民等の安全確保の必要が生じた場合は、避難所として使用する。 【物資の 地域内輸送拠点 候補施設】				救援物資の受入拠点（ 集積施設 ）は、効率的・効果的な集積と運搬を行うため、民間の物流倉庫等を活用した体制が望ましいが、体制が構築できない場合は次の施設での食糧等の集積・運搬体制を決定し、受け入れた物資の仕分け要領、区画を確立する。 集積施設 が不足する場合は、大型テントを自衛隊等へ応援を要請する。 なお、物資の 集積所 候補施設は、市内や当該施設周辺の被害状況から判断し、周辺住民等の安全確保の必要が生じた場合は、避難所として使用する。 【物資の 集積所 候補施設】																																																			
震-131	削除				(3) ボランティアの募集 — 柏市社会福祉協議会との連携により、人的・物的支援体制を整える。—																																																			
震-137	<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>担当部局</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>1</td><td>避難情報</td><td>危機管理部、消防局</td><td>消防団、柏警察署</td></tr><tr><td>2</td><td>立入制限・禁止、退去命令</td><td>危機管理部、土木部、消防局</td><td>消防団、柏警察署</td></tr><tr><td>3</td><td>避難情報発令の判断基準</td><td>危機管理部、都市部、土木部、消防局</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>避難所開設・運営</td><td>施設所管部局、地区災害対策本部</td><td>柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）</td></tr><tr><td>5</td><td>要配慮者利用施設の避難体制の確保</td><td>危機管理部、市民生活部、健康医療部、福祉部、こども部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部、消防局</td><td>要配慮者利用施設</td></tr></table>				項目		担当部局	関係機関	1	避難情報	危機管理部、消防局	消防団、柏警察署	2	立入制限・禁止、退去命令	危機管理部、土木部、消防局	消防団、柏警察署	3	避難情報発令の判断基準	危機管理部、都市部、土木部、消防局		4	避難所開設・運営	施設所管部局、地区災害対策本部	柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）	5	要配慮者利用施設の避難体制の確保	危機管理部、市民生活部、健康医療部、福祉部、こども部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部、消防局	要配慮者利用施設	<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>担当部局</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>1</td><td>避難情報</td><td>危機管理部、消防局</td><td>消防団、柏警察署</td></tr><tr><td>2</td><td>立入制限・禁止、退去命令</td><td>危機管理部、土木部、消防局</td><td>消防団、柏警察署</td></tr><tr><td>3</td><td>避難情報発令の判断基準</td><td>危機管理部、都市部、土木部、消防局</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>避難所開設・運営</td><td>市民生活部、健康医療部、福祉部、都市部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部</td><td>柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）</td></tr><tr><td>5</td><td>要配慮者利用施設の避難体制の確保</td><td>危機管理部、市民生活部、健康医療部、福祉部、こども部、教育総務部、生涯学習部、学校教</td><td>要配慮者利用施設</td></tr></table>				項目		担当部局	関係機関	1	避難情報	危機管理部、消防局	消防団、柏警察署	2	立入制限・禁止、退去命令	危機管理部、土木部、消防局	消防団、柏警察署	3	避難情報発令の判断基準	危機管理部、都市部、土木部、消防局		4	避難所開設・運営	市民生活部、健康医療部、福祉部、都市部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）	5	要配慮者利用施設の避難体制の確保	危機管理部、市民生活部、健康医療部、福祉部、こども部、教育総務部、生涯学習部、学校教	要配慮者利用施設
項目		担当部局	関係機関																																																					
1	避難情報	危機管理部、消防局	消防団、柏警察署																																																					
2	立入制限・禁止、退去命令	危機管理部、土木部、消防局	消防団、柏警察署																																																					
3	避難情報発令の判断基準	危機管理部、都市部、土木部、消防局																																																						
4	避難所開設・運営	施設所管部局、地区災害対策本部	柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）																																																					
5	要配慮者利用施設の避難体制の確保	危機管理部、市民生活部、健康医療部、福祉部、こども部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部、消防局	要配慮者利用施設																																																					
項目		担当部局	関係機関																																																					
1	避難情報	危機管理部、消防局	消防団、柏警察署																																																					
2	立入制限・禁止、退去命令	危機管理部、土木部、消防局	消防団、柏警察署																																																					
3	避難情報発令の判断基準	危機管理部、都市部、土木部、消防局																																																						
4	避難所開設・運営	市民生活部、健康医療部、福祉部、都市部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）																																																					
5	要配慮者利用施設の避難体制の確保	危機管理部、市民生活部、健康医療部、福祉部、こども部、教育総務部、生涯学習部、学校教	要配慮者利用施設																																																					

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
	6	避難所の閉鎖案件	市民生活部、健康医療部、福祉部、都市部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）		育部 消防局
	6	避難所の閉鎖案件	市民生活部、健康医療部、福祉部、都市部、教育総務部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）		
震-139	感染症等の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供する。			新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供する。		
震-140	3時間以内	◆ 市職員の参集 ◆ 避難所の開設 ◆ 避難者の受け入れ ◆ 物資の配給		3時間以内	◆ 市職員の参集 ◆ 避難所の開設 ◆ 避難者の受け入れ ◆ 物資の配給	
	削除	削除		12時間以内	◆ 福祉避難所の開設	
	12時間以内	◆ 福祉避難所の開設		24時間以内	◆ 避難者の把握（避難者名簿の作成）	
	24時間以内	◆ 避難者の把握（避難者名簿の作成）		48時間以内	◆ ボランティアの募集	
	72時間以内	◆ 避難所運営組織づくり ◆ ルールづくり ◆ ボランティアセンターとの連携		72時間以内	◆ 避難所運営組織づくり ◆ ルールづくり ◆ ボランティアとの連携	
	1週間以内	◆ 被災生活支援		1週間以内	◆ 被災生活支援	
	1か月以内	◆ 避難所の収束・統合		1か月以内	◆ 避難所の収束・統合	
震-142	工 衛生管理 (ア) 食品 ・栄養バランスのとれた適温の食事の配給に努める。 ・食中毒を引き起こさぬよう、消費期限や賞味期限を管理しながら配給する。 ・食べ残した弁当等の廃棄の徹底と生ごみの適正処理を徹底する。 (イ) トイレ ・毎日、最低午前と夕方の2回は清掃する。 ・汲み取り型の仮設トイレは、便袋の使用を徹底する。（使用済み便			工 衛生管理 (ア) 食品 新設 ・食中毒を引き起こさぬよう、製造年月日や消費期限を管理しながら配給する。 ・食べ残した弁当等の廃棄の徹底と生ごみの適正処理を徹底する。 (イ) トイレ ・毎日、最低午前と夕方の2回は清掃する。 ・汲み取り型の仮設トイレは、便袋の使用を徹底する。（使用済み便		

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
	は可燃ごみとしてビニール袋に入れ集積) ・感染症が疑われる避難者に対しては、専用のトイレを設け、動線についても一般の避難者と接触しないよう努める。 ・トイレ前に消毒液を設置する。 (ウ) 入浴支援 ・受け入れ可能な近隣の入浴施設利用を支援する。(入浴券の配布など) ・利用できない場合は、体をふくためのお湯とタオルを準備し、配給する。 ・感染症が疑われる避難者に対しては、時間を分けての対応を検討する。 (I) ペット避難 ・「ペット避難受入れに関するガイドライン」(令和5年9月1日発行)に基づいて対応する。 ・ペットと同伴で避難(ケージに入れ、避難所内で飼育)することが可能な避難所の指定や、受入れ可能施設との協定締結を進める。 ・避難所運営マニュアルに、ペット避難に関する内容を記載する。 ・避難時のペットの保護及び飼育は原則としてペットの管理者が行う。 ・所有者もしくは管理者が分かるよう、鑑札・マイクロチップを装着するものとする。 ・盲導犬等の介助犬については、介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を求める。 (オ) ごみ ・ごみの集積場所を確保し、分別排出に努める。	袋は可燃ごみとしてビニール袋に入れ集積) ・感染症が疑われる避難者に対しては、専用のトイレを設け、動線についても一般の避難者と接触しないよう努める。 ・トイレ前に消毒液を設置する。 (ウ) 入浴支援 ・受け入れ可能な近隣の入浴施設利用を支援する。(入浴券の配布など) ・利用できない場合は、体をふくためのお湯とタオルを準備し、配給する。 ・感染症が疑われる避難者に対しては、時間を分けての対応を検討する。 (I) ペット避難 新設 ・ペットと共に避難することが可能な避難所の指定や、受入れ可能施設との協定締結に努める。 ・避難所運営マニュアルに、ペットと共に避難することや避難所における救護活動の観点を盛り込んでいく。 ・避難時のペットの保護及び飼育は原則としてペットの管理者が行う。 ・所有者・管理者が分かるよう、鑑札・マイクロチップを装着するものとする。 ・盲導犬等の介助犬については、介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を求める。 (オ) ごみ ・ごみの集積場所を確保し、分別排出に努める。
震-143	カ 定例ミーティングの実施	カ 定例ミーティングの実施

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
	避難所内の意見・要望等を共有し、その後の運営に反映できるよう、原則として1日2回、ミーティングを行う。 例 として、朝は前夜以降の伝達事項と1日のスケジュールを確認し、 夕方に 課題の協議を行う。ミーティングで決定した内容は、掲示板や館内放送により、避難者へ積極的、迅速に情報提供していく。	避難所内の意見・要望等を共有し、その後の運営に反映できるよう、原則として1日2回、ミーティングを行う。 主 として、朝は前夜以降の伝達事項と1日のスケジュールを確認し、課題の協議は 夕食後 に行う。ミーティングで決定した内容は、掲示板や館内放送により、避難者へ積極的、迅速に情報提供していく。
震-144	(ウ) 健康管理 ・手洗いやうがいのもとより、軽めの体操などを励行する。 ・市の保健師等による健康相談を通じて、健康状態等の問題を早期に発見する。 ・炊き出し等により、温かい食事や汁物の追加献立を工夫し、栄養管理に配慮する。 ・食事の提供に当たっては、栄養士等の助言を受け、カロリー管理、病気履歴、アレルギーへ配慮するものとする。 ・感染症が疑われる患者が発生したときは、患者数及び症状を把握し、原因究明を拡大防止のための対応を図る。 ・避難所や車中での避難のように狭い空間で生活している場合、エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）を発症する可能性があるため、車中泊者等の人数、所在地、ニーズ等を早期に情報収集し定期的な運動や水分の摂取等の注意事項を周知するとともに、巡回検診等を通じて健康被害の抑制に努める。 ・避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努める。	(ウ) 健康管理 ・手洗いやうがいのもとより、軽めの体操などを励行する。 ・市の保健師等による健康相談を通じて、健康状態等の問題を早期に発見する。 ・炊き出し等により、温かい食事や汁物の追加献立を工夫し、栄養管理に配慮する。 ・食事の提供に当たっては、栄養士等の助言を受け、カロリー管理、病気履歴、アレルギーへ配慮するものとする。 ・感染症が疑われる患者が発生したときは、患者数及び症状を把握し、原因究明を拡大防止のための対応を図る。 ・避難所や車中での避難のように狭い空間で生活している場合、エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）を発症する可能性があるため、車中泊者等の人数、所在地、ニーズ等を早期に情報収集し定期的な運動や水分の摂取等の注意事項を周知するとともに、巡回検診等を通じて健康被害の抑制に努める。 新設
震-144	(イ) 被災者ニーズ対応 ・プライバシーの確保と空間の有効活動 世帯区画の境界は間仕切りやテントなどで区別し、各世帯区画が最低1箇所は通路に面するよう配慮する。また、児童・生徒の勉強部屋、受験生が消灯時間以降にも勉	(イ) 被災者ニーズ対応 ・プライバシーの確保と空間の有効活動 世帯区画の境界は間仕切りやテントなどで区別し、各世帯区画が最低1箇所は通路に面するよう配慮する。また、児童・生徒の勉強部屋、受験生が消灯時間以

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新		旧	
	強できるスペースの設定など、共同生活のストレス緩和に努める。 ・仮設電話機の設置、電源の確保 仮設電話（NTT の協力）、テレビやインターネット用等の通信配線、Wi-Fi（NTTdocomo の協力）を用意するとともに、電気製品や携帯電話の充電等の電源ニーズに対応するための延長コードを配備する。 ・避難所内に災害用公衆電話を設置する。 ・避難所からの移動手段の確保 避難生活の長期化に備え、避難所からの通院・通所・通学等に対する移動手段を確保する。		降にも勉強できるスペースの設定など、共同生活のストレス緩和に努める。 ・仮設電話機の設置、電源の確保 仮設電話（NTT の協力）、テレビやインターネット用等の通信配線、Wi-Fi（NTTdocomo の協力）を用意するとともに、電気製品や携帯電話の充電等の電源ニーズに対応するための延長コードを配備する。 新設 ・避難所からの移動手段の確保 避難生活の長期化に備え、避難所からの通院・通所・通学等に対する移動手段を確保する。	
震-149	国土交通省千葉 国道事務所	■ 道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力の上所管する道路の障害物の除去等を実施する。	国土交通省千葉 国道事務所	■ 道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力の上所管する道路の障害物の除去等を実施する。
	柏土木事務所	■ 被害を受けた県指定路線（千葉県緊急輸送道路）について、緊急輸送道路1次路線から速やかに復旧し、交通確保に努める。 ■ そのうち救助活動及び避難通路となる道路については特に重点的に復旧作業にあたる。	千葉県柏土木 事務所	■ 被害を受けた県指定路線（千葉県緊急輸送道路）について、緊急輸送道路1次路線から速やかに復旧し、交通確保に努める。 ■ そのうち救助活動及び避難通路となる道路については特に重点的に復旧作業にあたる。
	市（土木部）	■ 緊急輸送道路の被害情報を確認し、必要箇所の確保を図る。 ■ 応急修理が困難な場合は、柏警察署等と連携し、通行止め等の措置をとる。	市（土木部）	■ 緊急輸送道路の被害情報を確認し、必要箇所の確保を図る。 ■ 応急修理が困難な場合は、柏警察署等と連携し、通行止め等の措置をとる。
	柏警察署	■ 交通の障害となっている倒木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともにこれに協力する。	柏警察署	■ 交通の障害となっている倒木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともにこれに協力する。
	道路管理者	■ 車両等による道路の占有車等が発生している場合は、所有者等に移動命令をする。 ■ 道路の占有車の所有者が不在の場合は、道路管理者自らが車両の移動を行う。	道路管理者	■ 車両等による道路の占有車等が発生している場合は、所

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新		旧		
				有者等に移動命令をする。 ■ 道路の占有車の所有者が不在の場合は、道路管理者自らが車両の移動を行う。	
震-151	地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定を締結している千葉県（千葉県トラック協会）等を通じて避難所までの輸送体制を確保する。災害状況により確保が困難な場合、各地区災害対策本部は、地域の協力者から車両の提供を得る。 また、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。		地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定を締結している千葉県トラック協会柏支部等を通じて避難所までの輸送体制を確保する。災害状況により確保が困難な場合、各地区災害対策本部は、地域の協力者から車両の提供を得る。 新設		
震-152	3時間以内	◆ 柏市上下水道局災害対策本部の設置 ◆ 被害状況の把握を開始 ◆ 被害調査の結果を情報収集し、本部へ報告 ◆ 応援要請（給水車等） ◆ 広報活動開始 ◆ 水質検査開始		3時間以内	◆ 柏市上下水道局災害対策本部の設置 ◆ 被害状況の把握を開始（水道施設（水源地）、給水優先施設、工事業者） ◆ 水道管路の被害確認 ◆ 被害調査の結果を情報収集し、本部へ報告 ◆ 応援要請（給水車等） ◆ 広報活動開始 ◆ 水質検査開始
	6時間以内	◆ 応急給水担当職員を給水拠点に配置		6時間以内	◆ 応急給水担当職員を給水拠点に配置
	12時間以内	◆ 応急給水優先病院への緊急給水開始 ◆ 応急給水活動開始（水源地、耐震性貯水槽、災害用井戸）		12時間以内	◆ 給水優先施設への緊急給水開始 ◆ 応急給水活動開始（水源地、耐震性貯水槽、災害用井戸）
	24時間以内	◆ 応援要請（技術者・重機・資機材等） ◆ 応急復旧工事計画の策定		24時間以内	◆ 応援要請（技術者・重機・資機材等） ◆ 応急復旧工事計画の策定
	72時間以内	◆ 応急給水活動開始（給水タンク）		72時間以内	◆ 応急給水活動開始（給水タンク）
	震-155	収容した遺体について、警察、救護本部と連携し、検案書の作成を行う。身元不明者については、遺体及び所持品等の写真を撮り、指紋採取、特徴等を記録し、遺留品を保管する。また、死体処理台帳を作成し		収容した遺体について、警察、救護本部と連携し、検案書の作成を行う。身元不明者については、遺体及び所持品等の写真を撮り、指紋採取、特徴等を記録し、遺留品を保管する。また、収容遺体台帳を作	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
	安否不明者との照合を行う。	成し安否不明者との照合を行う。
震-156	ア 安否不明者相談窓口の開設 市（福祉部）は、安否不明者の相談窓口を開設し、安否不明者情報と住民記録情報及び戸籍情報との確認・照合を行うなどして要搜索者リストを作成する。 イ 搜索の実施 要搜索者リストをもとに、特に被害の大きい地域や各避難所を中心に、柏警察署、自衛隊、消防局、救護本部（医療機関）、地域住民の連携・協力により搜索する。 ウ 要配慮者の未確認者調査 柏市防災福祉 K-Net による未確認要配慮者に対し、登録者の発災前の生活状況（資料）から再調査を行い台帳の確認を行う。未確認者については安否不明者として搜索を開始する。 エ 千葉県・近隣市への協力要請 作成した要搜索者リストを千葉県及び近隣市へ提出し、安否不明者の搜索について協力を要請する。 オ マスコミへの協力要請 作成した要搜索者リストをマスコミへ提出し、安否不明者の搜索について協力を要請する。	ア 安否不明者相談窓口の開設 市（福祉部）は、安否不明者の相談窓口を開設し、安否不明者情報と住民記録情報及び戸籍情報との確認・照合を行うなどして安否不明者台帳を作成する。 イ 搜索の実施 安否不明者台帳をもとに、特に被害の大きい地域や各避難所を中心に、柏警察署、自衛隊、消防局、救護本部（医療機関）、地域住民の連携・協力により搜索する。 ウ 要配慮者の未確認者調査 柏市防災福祉 K-Net による未確認要配慮者に対し、登録者の発災前の生活状況（資料）から再調査を行い台帳の確認を行う。未確認者については安否不明者として搜索を開始する。 エ 千葉県・近隣市への協力要請 作成した安否不明者台帳を千葉県及び近隣市へ提出し、安否不明者の搜索について協力を要請する。 オ マスコミへの協力要請 作成した安否不明者台帳をマスコミへ提出し、安否不明者の搜索について協力を要請する。
震-157	ア 公表基準 安否不明者の氏名情報等は、原則公表する。ただし、次のいずれかに該当する場合は公表しない。 (7) 当該安否不明者の氏名情報等を公表しても、救出・救助活動に資することがないと判断される場合 (1) 当該安否不明者が DV 等支援措置対象者であるか、又は、不明の場合	ア 公表基準 安否不明者の氏名情報等は、原則公表する。ただし、次のいずれかに該当する場合は公表しない。 (7) 当該安否不明者の氏名情報等を公表しても、救出・救助活動に資することがないと判断される場合 (1) 当該安否不明者が支援対象者であるか、又は、不明の場合

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
	(ウ) その他、氏名情報等を公表しない相当な理由がある場合			(ウ) その他、氏名情報等を公表しない相当な理由がある場合		
震-157	市（市民生活部）は安否不明者の住民記録情報及び戸籍情報からその所在を確認し、 死体処理台帳 との照合を行う。 死体処理台帳と要搜索者リスト との照合が確認された場合は、埋火葬許可証を発行するとともに、死亡処理事務を進める。			市（市民生活部）は安否不明者の住民記録情報及び戸籍情報からその所在を確認し、 収容遺体台帳 との照合を行う。 収容遺体台帳と安否不明者台帳 との照合が確認された場合は、埋火葬許可証を発行するとともに、死亡処理事務を進める。		
震-158		土砂災害警戒区域	107 箇所	(ア) 土砂災害警戒区域： 89 箇所		
		急傾斜地崩壊危険区域	4箇所	(イ) 急傾斜地崩壊危険区域：4箇所		
		基礎調査予定箇所	82 箇所	(ウ) 基礎調査予定箇所： 408 箇所		

第3章 第3節 まちの機能を回復させる

震-161

機関	応急措置の内容
消防局	- 火災に際しては、施設責任者と連絡を密にして警戒区域の設定を図るとともに施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。 - 消防活動は消防計画に基づき行う。
柏警察署	- 中毒防止方法の広報活動を実施する。 - 施設の管理者に対する漏出防止及び除毒措置等の指示と援助を行う。 - その他危険物保管施設の応急対策計画を準用する。
健康医療部	- 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者から緊急通報があった場合は、状況に応じてほかの防災機関と連絡調整を図る。 - また、大量流出事故に際しては医療機関に連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

機関	応急措置の内容
消防局	- 火災に際しては、施設責任者と連絡を密にして警戒区域の設定を図るとともに施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。 - 消防活動は消防計画に基づき行う。
柏警察署	- 中毒防止方法の広報活動を実施する。 - 施設の管理者に対する漏出防止及び除毒措置等の指示と援助を行う。 - その他危険物保管施設の応急対策計画を準用する。
健康医療部	- 毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者から緊急通報があった場合は、状況に応じてほかの防災機関と連絡調整を図る。 - また、大量流出事故に際しては医療機関に連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

震-162

項目	担当部局	関係機関
1電力・ガス・通信・交通施設	危機管理部 企画部	ライフライン機関、鉄道機関

項目	担当部局	関係機関
1電力・ガス・通信・交通施設	危機管理部 企画部	ライフライン機関、鉄道機関

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
	2	上水道施設	上下水道局	柏市管工事協同組合、千葉県水政課、北千葉広域水道企業団、日本水道協会千葉県支部	2	上水道施設	上下水道局	柏市管工事協同組合、千葉県水政課、北千葉広域水道企業団、日本水道協会千葉県支部
	3	下水道施設	上下水道局	柏市建設関連防災ネットワーク	3	下水道施設	上下水道局	柏市建設関連防災ネットワーク
	4	道路・橋りょう	土木部	千葉国道事務所柏維持修繕出張所、柏土木事務所、東日本高速道路株、柏市建設関連防災ネットワーク	4	道路・橋りょう	土木部	国土交通省柏維持修繕出張所、県柏土木事務所、東日本高速道路株、柏市建設関連防災ネットワーク
	5	河川管理施設・その他公共施設	経済産業部、土木部	県、郵便局、利根土地改良区	5	河川管理施設・その他公共施設	経済産業部、土木部	県、郵便局、利根土地改良区
	6	一般廃棄物収集処理施設	環境部	県、一般廃棄物委託・許可業者、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	6	一般廃棄物収集処理施設	環境部	県、一般廃棄物委託・許可業者、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
震-163	電気通信事業所は市（危機管理部）と連携して次の施策を実施する。 東日本電信電話株及び株NTT ドコモ、KDD I 株及びソフトバンク株は、その状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。				電気通信事業所は市（危機管理部）と連携して次の施策を実施する。 東日本電信電話株及び株エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I 株及びソフトバンク株は、その状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。			
震-164	3時間以内	◆ 被害状況の把握を開始（水道施設(水源地)） ◆ 水道管路の被害調査の開始			3時間以内	◆ 被害状況の把握を開始（水道施設(水源地)） ◆ 水道管路の被害調査の開始		
	12時間以内	◆ 応急復旧工事計画の策定（水源地）			12時間以内	◆ 応急復旧工事計画の策定		
	24時間以内	◆ 応急復旧工事計画の策定(水道管路) ◆ 応援要請（技師、重機、資機材）			24時間以内	新設 ◆ 応援要請（技師、重機、資機材）		
	72時間以内	◆ 応急復旧工事開始 ◆ 復旧長期化対策の検討			72時間以内	◆ 応急復旧工事開始 ◆ 復旧長期化対策の検討		

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
震-165	3時間以内	- 被害状況確認 - 応急対応開始 - 交通規制開始	削除	3時間以内	- 被害状況確認 - 応急対応開始 - 交通規制開始 非常用トイレ袋の配備	
	24時間以内	- 応援要請 - 応急復旧工事計画の策定	削除	24時間以内	災害用トイレの設置開始 - 応援要請 - 応急復旧工事計画の策定	
	48時間以内	応急復旧工事開始		48時間以内	応急復旧工事開始	
震-166	国道	千葉国道事務所柏維持修繕出張所		■ 国道 : 千葉国道事務所柏維持修繕出張所 ■ 県道 : 千葉県県土整備部 柏土木事務所 ■ JR : 柏駅事務所 ■ 東武鉄道 : 柏駅事務所 ■ つくばエクスプレス : 守谷駅事務所		
	県道	柏土木事務所				
	JR	柏駅事務所				
	東武鉄道	柏駅事務所				
	つくばエクスプレス	守谷駅事務所				
震-167	国道	千葉国道事務所柏維持修繕出張所		国道	千葉国道事務所柏維持修繕出張所	
	県道	柏土木事務所		県道	千葉県 柏土木事務所	
震-167	救助活動や受援活動を円滑に行うため、国、県及び柏市建設関連防災ネットワークと連携し、緊急輸送道路及び主要道路の応急補修、障害物除去を行う。			救助活動や受援活動を円滑に行うため、国、県及び と 柏市建設関連防災ネットワーク連携し、緊急輸送道路及び主要道路の応急補修、障害物除去を行う。		

第3章 第5節 被災者生活を支援する

震-168	市土木部	- 管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。 - 移設の応急復旧については、大規模なものを除き県の指導のもとにこれを実施する。 - 低地帯等が河川、内排水路の洪水、越水等により浸水被害が発生したときは、市内建設業者のポンプ、労力を雇用して応急排水を実施する。		市土木部	- 管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。 - 移設の応急復旧については、大規模なものを除き県の指導のもとにこれを実施する。 - 低地帯等が河川、内排水路の洪水、越水等により浸水被害が発生したときは、市内建設業者のポンプ、労力を雇用して応急排水を実施する。	
	柏土木事務所	堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき又はそのおそれのあるときは、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。		千葉県 柏土木事務所	堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき又はそのおそれのあるときは、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新		旧	
		■ 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。なお、大規模なものについては直接実施する。		■ 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。なお、大規模なものについては直接実施する。
	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所及び 江戸川河川事務所	■ 地震が発生した場合、直ちに堤防、護岸、排水施設等の国土交通省管理の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ■ 橋りょう、排水施設等の許可工作物についても概略的な被災状況の把握を速やかに行う。 ■ 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、県及び市等の行う許可工作物等の応急対策に関し、要請があれば技術的指導及び助言を行う。	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所及び 江戸川河川事務所	■ 地震が発生した場合、直ちに堤防、護岸、排水施設等の国土交通省管理の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ■ 橋りょう、排水施設等の許可工作物についても概略的な被災状況の把握を速やかに行う。 ■ 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、県及び市等の行う許可工作物等の応急対策に関し、要請があれば技術的指導及び助言を行う。
震-178	甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。		甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。	
震-179	3 時間以内 24 時間以内 72 時間以内 1 か月以内	◆ 保護者引渡し ◆ 避難所（所管施設）開設・運営 ◆ 避難所運営支援 ◆ 教育の場の確保 ◆ 保育の再開 ◆ 学級の編成 ◆ 応急教育・保育の実施 ◆ 学用品の調達	3 時間以内 24 時間以内 72 時間以内 1 か月以内	◆ 保護者引渡し ◆ 学校施設の工事復旧計画の策定 ◆ 避難所運営支援 ◆ 教育の場の確保 ◆ 保育の再開 ◆ 学級の編成 ◆ 応急教育・保育の実施 ◆ 学用品の調達
震-180	被害が軽微な場合 学校の校舎の一部が被害 学校の校舎の全部が被害	■ 応急措置を講じ、教育を再開する ■ 残存の安全な教室で再開する（臨時体制） ■ 一時的に施設を閉鎖。応急措置後の学校の校舎、公共施設（公民館・近隣センター等）を使用して	被害が軽微な場合 学校の校舎の一部が被害 学校の校舎の全部が被害	■ 応急措置を講じ、教育を再開する ■ 残存の安全な教室で再開する（臨時体制） ■ 一時的に施設を閉鎖。応急措置後の学校の校舎、公共施設等の公共施設を使用して再開する。応急仮設

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
	再開する。応急仮設校舎の建設を検討する。	校舎の建設を検討する。

第4章 第1節 生活の安定化を目指す

震-182	「ペット避難受入れに関するガイドライン」（令和5年9月1日発行）に基づいて対応する。		ペット避難受入れに関するガイドラインに基づいて対応する。	
震-192	(5) その他の施策 日本郵便(株)は、災害救助法が発動された場合において、災害の様態及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じて、被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災者に対する郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い、災害寄付金送金のための郵便振替の料金免除を実施する。 千葉労働局は、震災による離職者の把握に努めるとともに、早期再就職の促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置に基づく失業給付等を行う。 日本放送協会は、災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。		(5) その他の施策 郵便事業(株)及び郵便局(株)は、災害救助法が発動された場合において、災害の様態及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じて、被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災者に対する郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い、災害寄付金送金のための郵便振替の料金免除を実施する。 千葉労働局は、震災による離職者の把握に努めるとともに、早期再就職の促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置に基づく失業給付等を行う。 日本放送協会は、災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。	
震-192	調査体制	■ 被害を受けた住家等の被害調査（認定調査）を行うため、市（財政部）は調査班を編成し、調査方針などを検討し、調査体制を整える。	調査体制	■ 被害を受けた住家等の被害調査（認定調査）を行うため、市（財政部）は調査班を編成し、調査方針などを検討し、調査体制を整える。
	被害調査	■ 被害認定基準 ・内閣府住家被害認定基準に準じる。 ■ 応援職員の確保・研修 ・人員が不足する場合、他自治体や千葉県家屋調査士会等の協力を得るとともに、調査研修を行い公正性を確保する。 ■ 建物被害一次調査（外観調査） ・災害対策本部等の情報を基に一次調査（外観調査）を実施する。	被害調査	■ 被害認定基準 ・内閣府住家被害認定基準に準じる。 ■ 応援職員の確保・研修 ・人員が不足する場合、他自治体や千葉県家屋調査士会等の協力を得るとともに、調査研修を行い公正性を確保する。 ■ 建物被害一次調査（外観調査） ・災害対策本部等の情報を基に一次調査（外観調査）を実施する。

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
	発行受付 ■ 市役所に申請窓口を設置する。 罹災台帳 ■ 被害調査結果を集約し、罹災台帳を整備する。 罹災証明書・被災届出証明書 ■ 罹災証明書は、罹災者の申請により、罹災台帳を確認の上発行する。原則として被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。ただし、状況に応じて罹災者が特参した資料（写真や工事の見積書等）で被害が確認できる場合は、調査を省略するものとする。 ■ 被災届出証明書は、罹災証明書の発行対象外の被害に対して、被災者が被災した内容を届け出たことを証明する。 広報活動 ■ 被災建物の応急危険度判定と被害調査の違いを繰り返し広報する。 ■ 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ柏市赤十字奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。	発行受付 ■ 市役所に申請窓口を設置する。 罹災台帳 ■ 被害調査結果を集約し、罹災台帳を整備する。 罹災証明書・被災届出証明書 ■ 罹災証明書は、罹災者の申請により、罹災台帳を確認の上発行する。原則として被害調査を行なっていない場合は、調査を行なっ た上で後日発行する。ただし、状況に応じて罹災者が特参した資料（写真や工事の見積書等）で被害が確認できる場合は、調査を省略するものとする。 ■ 被災届出証明書は、罹災証明書の発行対象外の被害に対して、被災者が被災した内容を届け出たことを証明する。 広報活動 ■ 被災建物の応急危険度判定と被害調査の違いを繰り返し広報する。 ■ 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じふるさと協議会、柏市赤十字奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。
震-193	【義援金品分配までの流れ】 義援金 品 配分委員会	【義援金品分配までの流れ】 義援金配分委員会
震-197	削除	キーワード検索（震-197～震-200のページ全て）

付編

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

付-2	県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。 市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。 なお、令和6年8月8日19時15分に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。	県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。 市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。
-----	--	--

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧																
		新設																
付-3	※柏市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定外地域	新設																
付-3	(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際は、日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 備えの方法については、「震災編第2章 第1節 第1 1 」に準ずる。	(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際は、日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 例) 家具の固定状況の確認 非常用持ち出し袋の確認 避難場所や避難経路の確認 家族との安否確認方法の確認等																
付-4	注意・警戒・非常配備の体制は、震災編に準ずる。	<table><tr><th>本部</th><th>配備</th><th>配備基準</th><th>参集体制 (※1)</th></tr><tr><td>=</td><td>注意配備</td><td>■ 市内震度が4 を記録したとき。 ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。</td><td>各部局必要 人員参集 (※2)</td></tr><tr><td>警戒本部</td><td>警戒配備</td><td>■ 市内震度がら弱を記録したとき。（自動配備） ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。</td><td>職員の1/2 参集 (※3)</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>非常配備</td><td>■ 市内震度がら強以上を記録したとき。（自動配備） ■ 災害の発生その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき。</td><td>全職員参 集 (※4)</td></tr></table> ※1 消防局の参集体制は別に定める。	本部	配備	配備基準	参集体制 (※1)	=	注意配備	■ 市内震度が4 を記録したとき。 ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	各部局必要 人員参集 (※2)	警戒本部	警戒配備	■ 市内震度がら弱を記録したとき。（自動配備） ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	職員の1/2 参集 (※3)	災害対策本部	非常配備	■ 市内震度がら強以上を記録したとき。（自動配備） ■ 災害の発生その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき。	全職員参 集 (※4)
本部	配備	配備基準	参集体制 (※1)															
=	注意配備	■ 市内震度が4 を記録したとき。 ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	各部局必要 人員参集 (※2)															
警戒本部	警戒配備	■ 市内震度がら弱を記録したとき。（自動配備） ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	職員の1/2 参集 (※3)															
災害対策本部	非常配備	■ 市内震度がら強以上を記録したとき。（自動配備） ■ 災害の発生その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき。	全職員参 集 (※4)															

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
		※2 注意配備時の参集は各部局判断とするが、連絡体制の確認等、状況に応じて必要な人員を確保する。 ※3 県が災害即応体制をとった場合は、県の地域振興事務所等から地域リエゾン（情報連絡員）1 名が派遣される。リエゾンは、情報収集及び県と市の間の連絡調整等を目的としており、人員不足を補うための職員派遣とは異なる。 ※4 災害対策本部が設置された場合（または災害により死者・安否不明者が発生した場合、その他県が認めた場合）に、県本庁リエゾンが追加で1名派遣される。

風水害等編

第1章 第1節 計画の策定方針

風-2	削除	この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び柏市防災会議条例第2条の規定により、柏市防災会議が作成する計画であり、柏市で発生する災害に対し、柏市、県、防災関係機関、公共的団体及び市民が総力を結集し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき対策と今後の方向性を示したものである。
風-11	また「柏市 web 版防災・ハザードマップ」（内水浸水に関するマップ）では、市内全体に1時間最大雨量 153mm の降雨があった時、既存の排水施設が所定の機能を発揮した状態で、処理しきれない内水による浸水区域を想定した地図を公開している。	また「柏市 web 版防災・ハザードマップ」では、市内全体に1時間最大雨量 79.5mm、30 年に一度の確率で起こる可能性がある降雨があった時、既存の排水施設が所定の機能を発揮した状態で、処理しきれない内水による浸水区域を想定した地図を公開している。
第2章 第1節 災害に強い人と地域をつくる		
風-16	ハザードマ ■ 河川の氾濫を想定した洪水ハザードマップの	ハザード ■ 河川の氾濫を想定した洪水ハザードマップの他、

柏市地域防災計画 新旧対照表

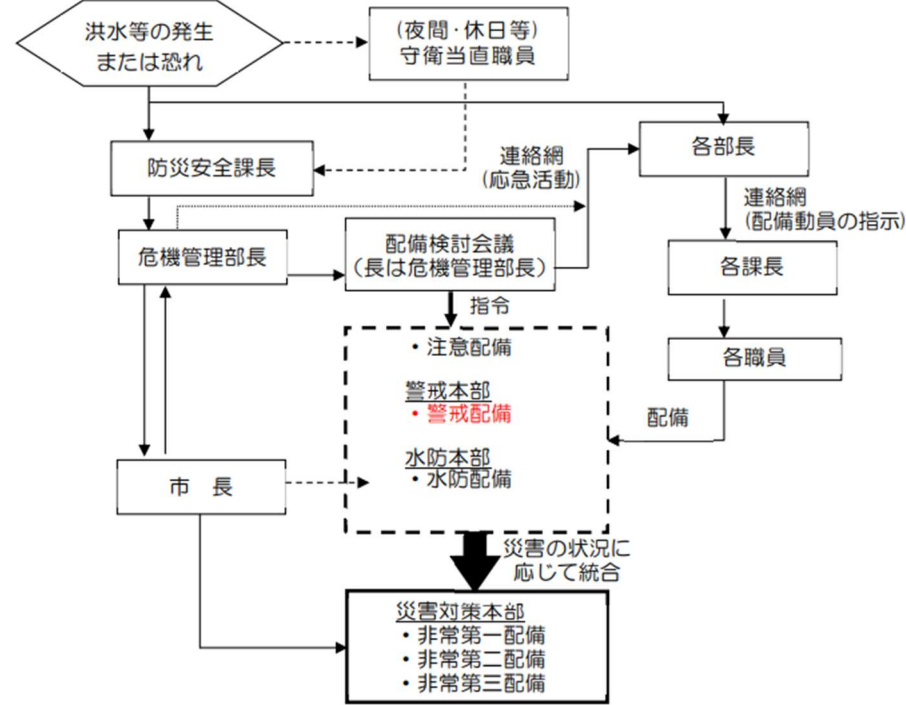
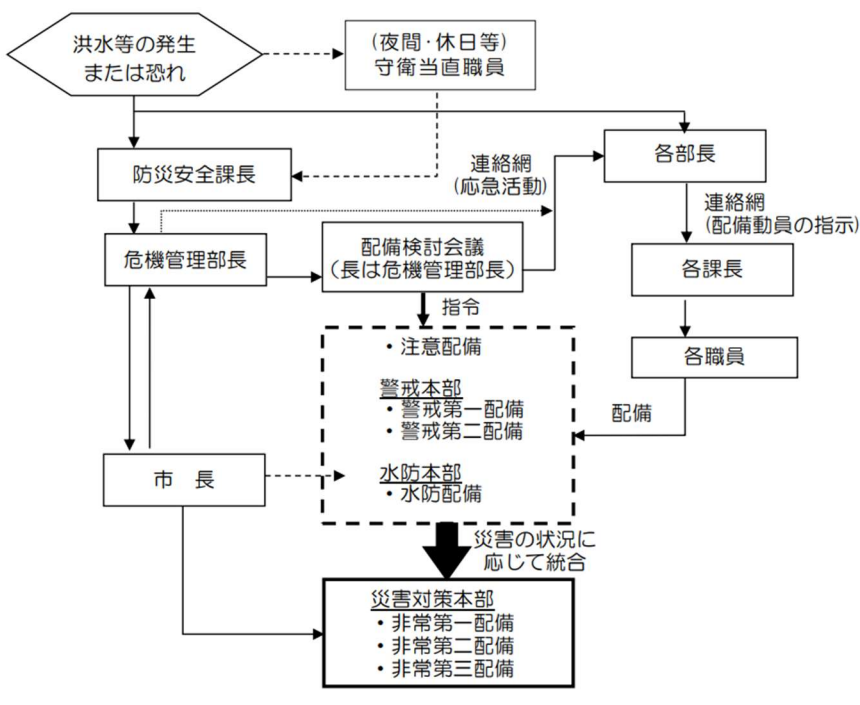
ページ	新				旧			
	マップの公表	他、都市型水害の履歴や大雨による内水の浸水箇所を想定した内水ハザードマップを作成・公表し、日頃の備えと災害時の迅速な行動を促す。			ドマップの公表	都市型水害の履歴や大雨による内水の浸水箇所を想定した内水ハザードマップを作成・公表し、日頃の備えと災害時の迅速な行動を促す。		
	情報伝達体制の確立	■ 洪水や内水による浸水想定区域内に存在する、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。 ■ 大雨等の際に田中調節池の越水情報が適切に共有されるよう、国や県と連携を強化し、日頃から伝達訓練等を行う。 ■ 無人航空機等を活用した越水状況の確認と情報共有を円滑に行えるよう、平時より訓練等を行い習熟しておく。 ■ 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として周知する。 ■ 国土交通省並びに、千葉県等水防関係者による合同巡視を通じての田中調節池周囲堤の状況把握を行う。			情報伝達体制の確立	■ 洪水や内水による浸水想定区域内に存在する、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。 ■ 大雨等の際に田中調節池の越水情報が適切に共有されるよう、国や県と連携を強化し、日頃から伝達訓練等を行う。 ■ ドローンを活用した越水状況の確認と情報共有を円滑に行えるよう、平時より訓練等を行い習熟しておく。 ■ 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として周知する。 ■ 国土交通省並びに、千葉県等水防関係者による合同巡視を通じての田中調節池周囲堤の状況把握を行う。		
	土地利用	■ 水害の発生のおそれのある土地の区域について、リスク評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転の促進等を行うなど、水害に強い土地利用の推進に努める。			土地利用	■ 水害の発生のおそれのある土地の区域について、リスク評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転の促進等を行うなど、水害に強い土地利用の推進に努める。		
風-16	指標の名称	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	指標の名称	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
	雨水の整備状況 (雨水整備率)	23.1%	228%	雨水の排除を計画している面積に対する整備実施区域の割合	公共下水道(雨水)の整備	58,135m	58,408m	雨水幹線の整備延長を表す数値

第3章 第1節 活動体制を整える

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
風-26	本部 (※1)	配備	配備基準	参集体制	本部 (※1)	配備	配備基準	参集体制(※2)
	—	情報収集体制	■大雨、洪水、強風等の注意報が発表され、災害発生が予測される ■その他の状況により市長が必要と認めたとき	危機管理部・土木部の職員	—	注意 配備	■大雨、洪水、強風等の注意報が発表され、災害発生が予測される ■その他の状況により市長が必要と認めたとき	主本・危機管理各部の職員
	警戒本部	警戒 配備	■大雨、洪水、暴風、大雪等の警報が発表されたとき（自動適配備） ■その他の状況により市長が必要と認めたとき	危機管理部・総務部・広報部・市民生活部・経済産業部・都市部・土木部・上下水道局の警戒配備職員及び当該部で必要とする職員 上記職員以外については配備検討会議での決定または警戒本部の指示による(※2)(※3)	警戒本部	警戒 第一 配備	■大雨、洪水、暴風、大雪等の警報が発表されたとき（自動適配備）	土木・危機管理・総務・市民生活・広報・経済産業・都市各部の警戒配備職員及び当該部で必要とする職員 (※3)
	水部	削除	削除	削除	水部	警戒 第二 配備	■その他の状況により市長が必要と認めたとき	配備検討会議での決定または警戒本部の指示による (※3)
	災害対策本部	第一配備	■市域に重大な災害が発生する恐れがあるとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員の1／6以上(※2)(※4)	災害対策本部	水防適配備	■大雨警報又は洪水警報が発表され、かつ警戒本部において危機管理部長が必要と認めるとき ■その他、市長が認めるとき	第3章第2節第1-2-1-（3）職員の配備・動員に準ずる
	災害対策本部	第二配備	■市域に重大な災害が発生したとき ■柏市に気象に関する特別警報が発令されたとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員の1／2以上(※2)(※4)		非常第一配備	■市域に局所的災害が発生したとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員の1／6 (※4)
						非常第二配備	■全市的に災害が発生したとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員の4／6 (※4)
						非常第三配備	■全市的に災害が拡大し、非常第二配備では対処できないとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員 (※4)
※1 本部立ち上げの順序は、災害規模等に応じて変動する。								

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧			
	<table border="1" data-bbox="271 164 1173 328"><tr><td data-bbox="271 164 344 328">第三配備</td><td data-bbox="344 164 855 328">■全市的に災害が拡大し、非常第二配備では対応できないとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき</td><td data-bbox="855 164 1173 328">消防局職員を除く全職員（※2）（※4）</td></tr></table> ※1 本部立ち上げの順序は、災害規模等に応じて変動する。 ※2 消防局の参集体制は別に定める。 ※3 県が災害即応体制をとった場合は、県の地域振興事務所等から地域リエゾン（情報連絡員）1 名が派遣される。リエゾンは、情報収集及び県と市の間の連絡調整等を目的としており、人員不足を補うための職員派遣とは異なる。 ※4 災害対策本部が設置された場合（または災害により死者・安否不明者が発生した場合、その他県が認めた場合）に、県本庁リエゾンが助で1 名派遣される。	第三配備	■全市的に災害が拡大し、非常第二配備では対応できないとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員（※2）（※4）	※2 消防局の参集体制は別に定める。 ※3 県が災害即応体制をとった場合は、県の地域振興事務所等から地域リエゾン（情報連絡員）1 名が派遣される。リエゾンは、情報収集及び県と市の間の連絡調整等を目的としており、人員不足を補うための職員派遣とは異なる。 ※4 災害対策本部が設置された場合（または災害により死者・安否不明者が発生した場合、その他県が認めた場合）に、県本庁リエゾンが助で1 名派遣される。
第三配備	■全市的に災害が拡大し、非常第二配備では対応できないとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員（※2）（※4）			
風-27	 <pre>graph TD Start{{洪水等の発生 または恐れ}} Night[夜間・休日等 守衛当直職員] SSec[防災安全課長] Crisis[危機管理部長] Equip[配備検討会議 (長は危機管理部長)] Mayor[市長] Div[各部長] Sec[各課長] Staff[各職員] Alert[注意配備 警戒本部 警戒配備] Water[水防本部 水防配備] HQ[災害対策本部 ・非常第一配備 ・非常第二配備 ・非常第三配備] Start --> SSec Start --> Night Night -.-> SSec Night -.-> Div SSec --> Crisis SSec --> Equip Crisis <--> Mayor Crisis --> Equip Equip -- 指令 --> Alert Equip -- 指令 --> Water Div -- 連絡網(配備動員の指示) --> Sec Sec -- 配備 --> Alert Sec -- 配備 --> Water Alert --> HQ Water --> HQ Mayor --> HQ</pre>	 <pre>graph TD Start{{洪水等の発生 または恐れ}} Night[夜間・休日等 守衛当直職員] SSec[防災安全課長] Crisis[危機管理部長] Equip[配備検討会議 (長は危機管理部長)] Mayor[市長] Div[各部長] Sec[各課長] Staff[各職員] Alert[注意配備 警戒本部 警戒配備] Water[水防本部 水防配備] HQ[災害対策本部 ・非常第一配備 ・非常第二配備 ・非常第三配備] Start --> SSec Start --> Night Night -.-> SSec Night -.-> Div SSec --> Crisis SSec --> Equip Crisis <--> Mayor Crisis --> Equip Equip -- 指令 --> Alert Equip -- 指令 --> Water Div -- 連絡網(配備動員の指示) --> Sec Sec -- 配備 --> Alert Sec -- 配備 --> Water Alert --> HQ Water --> HQ Mayor --> HQ</pre>			

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
風-28	次に掲げるものをもって構成する。配備検討会議の実施責任者は危機管理部長とし、情報収集及び対応策検討のための事務局を危機管理部防災安全課に置く。開催場所は、庁議室やオンライン等とする。	次に掲げるものをもって構成する。配備検討会議の実施責任者は危機管理部長とし、情報収集及び対応策検討のための事務局を危機管理部防災安全課に置く。開催場所は、庁議室等とする。
風-30	構成 ■ 危機管理部長 ■ 総務部長 ■ 市民生活部長 ■ 広報部長 ■ 都市部長 ■ 土木部長 ■ 消防局長 ■ その他、災害の規模等により必要と認める部局長	構成 ■ 危機管理部長 ■ 総務部長 ■ 財政部長 ■ 市民生活部長 ■ 広報部長 ■ 都市部長 ■ 土木部長 ■ 消防局長 ■ その他、災害の規模等により必要と認める部局長

第3章 第2節 被害を最小限にいくとめる

風-30

表 気象情報 (気象庁ホームページ及び気象業務法より引用)

区分	内 容
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を 示 して行う 警報
警 報	重大な災害がおこるおそれがある旨を警告して行う予報
注意報	災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報
早期注意情報 (警報級の可能性)	警報級の現象が 5 日先までに予想される時に、その可能性を高さに応じて [高]、[中] の2段階で伝える情報
予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表

表 気象情報

区分	内 容
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を 警告 して行う 予報
予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表
注意報	災害が予想される場合に、その旨を注意喚起して行う予報
警 報	重大な災害がおこるおそれがあると 予想される場合に、その 旨を警告して行う予報
情 報	台風、大雨その他の異常気象について、その実況や推移を説明するもの

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
風-42		伝達手段	内容	注意事項		伝達手段	内容	注意事項
	1	防災行政無線	地域の住民等に直接的に情報を伝える	雨風等で音がかき消されたりすることがあるため、気象条件、設置場所、建築構造等により情報伝達が限られ、また、対象地域を限定した情報伝達ができない	1	防災行政無線	地域の住民等に直接的に情報を伝える	雨風等で音がかき消されたりすることがあるため、気象条件、設置場所、建築構造等により情報伝達が限られる また、対象地域を限定した情報伝達ができない
	2	柏市ホームページ	インターネットを通して幅広く情報を周知する	インターネット接続利用者に限られる	2	柏市ホームページ	インターネットを通して幅広く情報を周知する	インターネット接続利用者に限られる
	3	かしわメール配信サービス	一斉に情報を発信する	利用者のみに限られる	3	かしわメール配信サービス	登録者に対し一斉に情報を発信する	パソコン・携帯電話利用者等に限られる
	4	柏市公式X・LINE	一斉に情報発信する	同上	4	柏市公式X・LINE	エックス等の利用者に対し一斉に情報発信する	同上
	5	防災アプリ	「Yahoo!防災速報」のアプリを通じて発信する	同上	5	防災アプリ	「Yahoo!防災速報」のアプリを通じて発信する。	同上
	6	広報車	対象区域を中心に巡回広報する	周辺等一体が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できない場合があり、アクセスルートの確認も必要	6	広報車	対象区域を中心に巡回広報する	周辺等一体が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できない場合がある。アクセスルートの確認も必要
	7	消防団	消防団車両の巡回等により、避難情報を広報する	同上	7	消防団	消防団車両の巡回等により、避難情報を広報する	同上
	8	テレビ	NHK、千葉テレビ、JCOM等のテロップ	停電が発生した場合伝わらない恐れが高い	8	テレビ	NHK、千葉テレビ、JCOM	停電が発生した場合伝わらない恐れが高い
	9	緊急速報「エリアメ	市内滞在者の携帯電話利用者全	住民以外でも当該エリアに居合わせた人				

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
	「メール」・緊急速報メール 員に一齐配信（一齐メール）する にも情報伝達されるので使用にあたっては要注意	等の特ロップ 9 緊急速報メール 屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者全員に一齐配信（一齐メール）する い 住民以外でも当該エリアに居合わせた人にも情報伝達されるので使用にあたっては要注意
風-42	ア 気象庁・気象庁銚子地方気象台からの情報 市町村等が行う避難指示等の災害応急対応を的確に支援するため、都道府県を通じた伝達の補助的な伝達経路として、災害応急対応の判断に有効な情報についてホームページから情報提供を受ける。 ●あなたの町の防災情報 ●気象警報・注意報 ●アメダス ●雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト） ●銚子地方気象台 イ 国土交通省からの情報 [水防] 市区町村の水防や避難指示等の発令に必要な河川の水位、雨量レーダ等の基本的な情報、河川の洪水警報や水防警報等について、「川の防災情報」の専用ホームページから情報提供を受ける。 ウ 千葉県からの情報 [水防] (ア) 水防本部職員専用情報 ●「雨量水位観測情報」 ●「土砂災害警戒情報システム」 (イ) 一般向け「雨量水位観測情報」、「気象注意報」 エ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。 オ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km 四方の	ア 気象庁・気象庁銚子地方気象台からの情報 市町村等が行う避難指示等の災害応急対応を的確に支援するため、都道府県を通じた伝達の補助的な伝達経路として、災害応急対応の判断に有効な情報についてホームページから情報提供を受ける。 ●あなたの町の防災情報 https://www.jma.go.jp/bosai/ ● 気 象 警 報 ・ 注 意 報 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents-warning ● ア メ ダ ス https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents-amedas ● 雨 雲 の 動 き （ 高 解 像 度 降 水 ナ ウ キ ャ ス ト ） https://www.jma.go.jp/bosai/news/ ●銚子地方気象台 https://www.jma-net.go.jp/choshi/ イ 国土交通省からの情報 [水防] 市区町村の水防や避難指示等の発令に必要な河川の水位、雨量レーダ等の基本的な情報、河川の洪水警報や水防警報等について、「川の防災情報」の専用ホームページから情報提供を受ける。 ●PCサイト http://city.river.go.jp/（市町村向け：ID・PW必要） ●PCサイト http://www.river.go.jp/（一般の方向け） ウ 千葉県からの情報 [水防] (ア) 水防本部職員専用情報

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
	領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。 <u>カ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川の洪水害発生の危険度の高まりを地図上で概ね1km ごとに5段階に色分けして示す予測で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。 <u>キ 柏市の情報（柏市管路内水位観測システム）</u> 市内の雨水管等に設置した水位計や道路等に設置したセンサーによる水位情報や道路冠水の情報及び国・県や近隣の自治体に設置された観測機器（河川水位計、雨量計など）によるリアルタイムの観測情報を確認する。 <u>ク 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ</u> 次々と発生した積乱雲により、線状の降水域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞する「線状降水帯」による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って半日程度前から府県単位で呼びかける。 <u>ケ 民間委託による気象情報</u> 市域の地域的气象特性に応じた気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を民間気象会社に委託し、市が防災対策を実施する上での状況把握基礎資料としての活用を図る。	● PCサイト 「雨量水位観測情報」 http://suibo2.bousai.pref.chiba.lg.jp/ (ID・PW必要) ● PCサイト 「土砂災害警戒情報システム」 http://dosyabo.bousai.pref.chiba.lg.jp/staff/inside/index.html (ID・PW必要) (イ) 一般向け「雨量水位観測情報」、「気象注警報」 ● PC版 http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/ ● 携帯電話版 http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/mobile/ <u>エ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u> 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。 ● https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund <u>オ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km 四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。 ● https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land <u>カ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川の洪水害発生の危険度の高まりを地図上で概ね1km ごとに5段階に色分けして示す予測で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。 ● https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
					<			

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
			■ 田中調節池周囲堤等の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき		■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	位上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
	高齢者等避難（警戒レベル3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 田中調節池内の水位が3.14mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき	避難指示（警戒レベル4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 田中調節池内の水位が4.14mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ■ 田中調節池周囲堤等の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
風-51	【対象地区1】			【対象地区1】		
	コミュニティエリア	地域		千間橋、水道橋、曙橋、布瀬、布瀬新田、手賀、手賀新田、片山、片山新田、泉（染井入落）、泉村新田、鷺野谷、鷺野谷新田		
	手賀	千間橋、水道橋、曙橋、布瀬、布瀬新田、手賀、手賀新田、片山、片山新田、泉（染井入落）、泉村新田、鷺野谷、鷺野谷新田				
風-52	種 類	内 容	基準（押付観測所）	種 類	内 容	基準（押付観測所）
	避難指示（警戒レベル4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 氾濫危険水位（7.80m）を超過したとき ■ 堤防決壊想定地点付近で漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等を確認したとき	高齢者等避難（警戒レベル3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を	■ 避難判断水位（7.10m）を超過し、氾濫危険水位（7.80m）の超過が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
	高齢者等避難 （警戒レベル3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき ■ 避難判断水位（7.10m）を超過し、氾濫危険水位（7.80m）の超過が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき	避難指示 （警戒レベル4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 氾濫危険水位（7.80m）を超過したとき ■ 堤防決壊想定地点付近で漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
風-52	【対象地区2】			【対象地区2】		
	コミュニティエリア	地域		柳戸、泉（金山落）、金山、藤ヶ谷、若白毛、岩井、岩井新田、箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、柏、柏下、戸張、戸張新田、北柏1～5丁目、柏堀之内新田、呼塚新田、根戸、根戸新田、松ヶ崎新田、松ヶ崎、松ヶ崎新田、高田、篠籠田、あけぼの3、5丁目、東柏2丁目、名戸ヶ谷、増尾、藤心、塚崎、高柳		
	富勢	北柏1～5丁目、柏堀之内新田、呼塚新田、根戸、根戸新田、松ヶ崎新田				
	高田・松ヶ崎	根戸新田、松ヶ崎、松ヶ崎新田、高田				
	豊四季台	篠籠田、あけぼの3丁目、5丁目				
	柏中央	柏、柏下、戸張、戸張新田、呼塚新田、松ヶ崎新田				
	新田原	戸張、東柏2丁目				
	増尾	名戸ヶ谷、増尾				
	藤心	藤心				
	風早北部	若白毛、箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、塚崎				
	手賀	柳戸、泉（金山落）、金山、岩井、岩井新田				

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
	風早南部	藤ヶ谷、高柳				
風-53	種 類	内 容	基準（堤防決壊想定地点）	種 類	内 容	基準（堤防決壊想定地点）
	避難指示 （警戒レベル4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、2時間後に浸水が予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき	高齢者等避難 （警戒レベル3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員 避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、3時間後に浸水が予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
風-53	高齢者等避難 （警戒レベル3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員 避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、3時間後に浸水が予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき	避難指示 （警戒レベル4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、2時間後に浸水が予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
風-53	【対象地区】			【対象地区】 大青田、船戸、船戸山高野		
	コミュニティエリア	地域				
	田中	大青田、船戸、船戸山高野				
風-54	種 類	内 容	基準（野田観測所）	種 類	内 容	基準（野田観測所）
	避難指示 （警戒レベル3）	■ 危険な場所から全員避難	■ 避難判断水位（8.50m）に到達したとき	高齢者等避難	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難	■ 氾濫注意水位（6.30m）に到達し、引き

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧												
	ル4)		■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき	(警戒レベル3)	■ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき										
	高齢者等避難（警戒レベル3)	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 氾濫注意水位（6.30m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき	避難指示（警戒レベル4)	■ 危険な場所から全員避難	■ 避難判断水位（8.50m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき										
風-54	【対象地区】 手賀沼（以下計18地域） <table><tr><th>コミュニティエリア</th><th>地域</th></tr><tr><td>柏中央</td><td>柏下、柏中村下、戸張、戸張新田</td></tr><tr><td>新田原</td><td>戸張</td></tr><tr><td>風早北部</td><td>箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、手賀の杜1丁目</td></tr><tr><td>手賀</td><td>泉、泉村新田、片山、片山新田、鷺野谷、鷺野谷新田、岩井、岩井新田、染井入新田</td></tr></table>			コミュニティエリア	地域	柏中央	柏下、柏中村下、戸張、戸張新田	新田原	戸張	風早北部	箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、手賀の杜1丁目	手賀	泉、泉村新田、片山、片山新田、鷺野谷、鷺野谷新田、岩井、岩井新田、染井入新田	【対象地区】 手賀沼（以下18地域） 柏下、柏中村下、戸張、戸張新田、泉、泉村新田、片山、片山新田、鷺野谷、鷺野谷新田、岩井、岩井新田、箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、手賀の杜1丁目、染井入新田 手賀川（以下9地域） 片山、片山新田、手賀、手賀新田、布瀬、布瀬新田、曙橋、水道橋、千間橋		
コミュニティエリア	地域															
柏中央	柏下、柏中村下、戸張、戸張新田															
新田原	戸張															
風早北部	箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、手賀の杜1丁目															
手賀	泉、泉村新田、片山、片山新田、鷺野谷、鷺野谷新田、岩井、岩井新田、染井入新田															

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧																							
	手賀川（以下9地域） <table><tr><td>コミュニティエリア</td><td colspan="3">地域</td></tr><tr><td>手賀</td><td colspan="3">片山、片山新田、手賀、手賀新田、布瀬、布瀬新田、曙橋、水道橋、千間橋</td></tr></table>				コミュニティエリア	地域			手賀	片山、片山新田、手賀、手賀新田、布瀬、布瀬新田、曙橋、水道橋、千間橋																		
コミュニティエリア	地域																											
手賀	片山、片山新田、手賀、手賀新田、布瀬、布瀬新田、曙橋、水道橋、千間橋																											
風-55	<table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th><th>基準（新曙橋観測所）</th></tr><tr><td>避難指示（警戒レベル4）</td><td> ■ 危険な場所から全員避難 </td><td> ■ 新曙橋観測所の水位が避難判断水位（3.50m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき </td></tr><tr><td>高齢者等避難（警戒レベル3）</td><td> ■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする </td><td> ■ 新曙橋観測所の水位が氾濫注意水位（2.60m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき </td></tr></table>	種 類	内 容	基準（新曙橋観測所）	避難指示（警戒レベル4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 新曙橋観測所の水位が避難判断水位（3.50m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき	高齢者等避難（警戒レベル3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 新曙橋観測所の水位が氾濫注意水位（2.60m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき	<table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th><th>基準（新曙橋観測所）</th></tr><tr><td>高齢者等避難（警戒レベル3）</td><td> ■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする </td><td> ■ 新曙橋観測所の水位が氾濫注意水位（2.60m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき </td></tr><tr><td>避難指示（警戒レベル4）</td><td> ■ 危険な場所から全員避難 </td><td> ■ 新曙橋観測所の水位が避難判断水位（3.50m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき </td></tr></table>	種 類	内 容	基準（新曙橋観測所）	高齢者等避難（警戒レベル3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 新曙橋観測所の水位が氾濫注意水位（2.60m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき	避難指示（警戒レベル4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 新曙橋観測所の水位が避難判断水位（3.50m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき								
種 類	内 容	基準（新曙橋観測所）																										
避難指示（警戒レベル4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 新曙橋観測所の水位が避難判断水位（3.50m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき																										
高齢者等避難（警戒レベル3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 新曙橋観測所の水位が氾濫注意水位（2.60m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき																										
種 類	内 容	基準（新曙橋観測所）																										
高齢者等避難（警戒レベル3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 新曙橋観測所の水位が氾濫注意水位（2.60m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき																										
避難指示（警戒レベル4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 新曙橋観測所の水位が避難判断水位（3.50m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき																										
風-55	<table><tr><th>分 類</th><th>大雨警報が発表された後、土砂災害警戒情報に</th><th colspan="3">積算雨量等による基準＊</th></tr><tr><td></td><td>前日までに連続雨量が</td><td>前日までの連続雨量が</td><td>前日までの降雨がない10mm～40mmの場合</td><td></td></tr></table>				分 類	大雨警報が発表された後、土砂災害警戒情報に	積算雨量等による基準＊				前日までに連続雨量が	前日までの連続雨量が	前日までの降雨がない10mm～40mmの場合		<table><tr><th>分 類</th><th>大雨警報が発表された後、土砂災害警戒情報による基準</th><th colspan="3">積算雨量等による基準＊</th></tr><tr><td></td><td>前日までに連続雨量が100</td><td>前日までの連続雨量が</td><td>前日までの降雨がない</td><td></td></tr></table>				分 類	大雨警報が発表された後、土砂災害警戒情報による基準	積算雨量等による基準＊				前日までに連続雨量が100	前日までの連続雨量が	前日までの降雨がない	
分 類	大雨警報が発表された後、土砂災害警戒情報に	積算雨量等による基準＊																										
	前日までに連続雨量が	前日までの連続雨量が	前日までの降雨がない10mm～40mmの場合																									
分 類	大雨警報が発表された後、土砂災害警戒情報による基準	積算雨量等による基準＊																										
	前日までに連続雨量が100	前日までの連続雨量が	前日までの降雨がない																									

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新					旧				
		よる基準	100mm以上あった場合	40mm～100mmあった場合				mm以上あった場合	40mm～100mmあった場合	0mm～40mmの場合
	緊急安全確保（警戒レベル5）	市内で土砂災害が発生している時				高齢者等避難（警戒レベル3）	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合	当日の日雨量が50mmを超えた時	当日の日雨量が80mmを超えた時	24時間雨量が100mmを超えた時
	避難指示（警戒レベル4）	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時	避難指示（警戒レベル4）	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時
	高齢者等避難（警戒レベル3）	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合	当日の日雨量が50mmを超えた時	当日の日雨量が80mmを超えた時	24時間雨量が100mmを超えた時	緊急安全確保（警戒レベル5）	市内で土砂災害が発生している時			
＊：昭和44年消防庁通知「土砂災害警戒形態をとる場合の基準雨量例」参照										
	発生	がけ崩れの前兆現象		発生までの時間目安		発生までの時間目安		発生までの時間目安		程度
	緊急安全確保（警戒レベル3）	☐ 湧水の停止 ☐ 湧水の噴き出し ☐ 亀裂の発生		発生直前		☐ 湧水量の増加 ☐ 表面流発生		2～3時間前		切迫性がやや小

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
	ベル5) 避難指示 (警戒レベル4) 高齢者等 避難 (警戒レベル3)	☐ 斜面のはらみだし ☐ 小石がぼろぼろ落下 ☐ 地鳴り 【1～2時間前】 ☐ 小石がばらばら落下 ☐ 新たな湧水発生 ☐ 湧水の濁り 【発生直前】(以下と同様) ☐ 湧水の停止 ☐ 湧水の噴き出し ☐ 亀裂の発生 ☐ 斜面のはらみだし ☐ 小石がぼろぼろ落下 ☐ 地鳴り ☐ 湧水量の増加 ☐ 表面流発生	1～2時間前または発生直前 2～3時間前	切迫性が大きい 切迫性がやや小	避難指示 (警戒レベル4) 緊急安全確保 (警戒レベル5)	【1～2時間前】 ☐ 小石がばらばら落下 ☐ 新たな湧水発生 ☐ 湧水の濁り 【発生直前】(以下と同様) ☐ 湧水の停止 ☐ 湧水の噴き出し ☐ 亀裂の発生 ☐ 斜面のはらみだし ☐ 小石がぼろぼろ落下 ☐ 地鳴り ☐ 湧水の停止 ☐ 湧水の噴き出し ☐ 亀裂の発生 ☐ 斜面のはらみだし ☐ 小石がぼろぼろ落下 ☐ 地鳴り	1～2時間前または発生直前 発生直前	切迫性が大きい 切迫性が非常に大きい
風-56	※現地の確認やパトロールは、柏市職員以外にも柏市建設関連防災ネットワークや消防団に要請するなど状況に応じて対応し、結果報告の情報を共有する。				※現地の確認やパトロールは、柏市職員以外にも建設関連防災ネットワークや消防団に要請するなど状況に応じて対応し、結果報告の情報を共有する。			
風-57	分類	該当内容	発令時の役割		分類	該当内容	発令時の役割	
	緊急安全確保 (警戒レベル5)	次に該当する場合は、緊急安全確保(警戒レベル5)を発令する目安とする。 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照ら	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】 ・気象情報収集 【都市部・土		高齢者等避難 (警戒レベル3)	1～4のいずれか1つに該当する場合は、高齢者等避難(警戒レベル3)を発令する目安とする。 1：大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】 ・気象情報収集 【都市部・土木部・消防局】 ・現場活動	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新		旧			
		し緊急を要すると認めるとき	木部・消防局】 ・現場活動 (状況に応じて)	2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 4：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	(状況に応じて)	
	避難指示 (警戒レベル4)	1～4のいずれか1つに該当する場合は、避難指示（警戒レベル4）を発令する目安とする。 1：土砂災害警戒情報が発表された場合 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】 ・気象情報収集 【都市部・土木部・消防局】 ・現場活動 (状況に応じて)	避難指示 (警戒レベル4)	1～4のいずれか1つに該当する場合は、避難指示（警戒レベル4）を発令する目安とする。 1：土砂災害警戒情報が発表された場合 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】 ・気象情報収集 【都市部・土木部・消防局】 ・現場活動 (状況に応じて)
	高齢者等避難 (警戒レベル3)	1～4のいずれか1つに該当する場合は、高齢者等避難（警戒レベル3）を発令する目安とする。 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で大雨警報の土壌雨量指数	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】 ・気象情報収集			

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
		基準を超過した場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 4：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	【都市部・土木部・消防局】 ・現場活動（状況に応じて）		量の変化等）が発見された場合	
	緊急安全確保（警戒レベル5）	次に該当する場合は、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令する目安とする。 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】 ・気象情報収集 【都市部・土木部・消防局】 ・現場活動（状況に応じて）			
風-57	種 類	発令時の状況	住民に求める行動	種 類	発令時の状況	住民に求める行動
	緊急安全確保（警戒レベル5）	■ 既に災害が発生しているか切迫している状況。 ■ 既に安全な避難ができず、命が危険な状況。	■ 既に避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく。 ■ 避難中の場合は安全な施設へ緊急的な避難する。避難が困難な者は屋内のより安全な部屋等へ避難（上階への垂直避難や崖側から離れるなど）。	高齢者等避難（警戒レベル3）	■ 要配慮者等の避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始する段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	■ 要配慮者は避難を開始（支援者は支援を開始）。 ■ 上記以外のものは避難準備を開始する。
	避難指示（警戒レベル4）	■ 通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならぬ段階で人	■ 危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難する。	避難指示（警戒レベル4）	■ 通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならぬ段階で人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 ■ 危険の切迫性があり、人的被害の発生する可能性	■ 危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難する。 ■ 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新			旧		
	レベル 4)	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 ■ 危険の切迫性があり、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況又は人的被害が発生した状況。	■ 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。		が非常に高いと判断された状況又は人的被害が発生した状況。	
	高齢者等避難（警戒レベル3)	■ 要配慮者等の避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始する段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	■ 要配慮者は避難を開始（支援者は支援を開始）。 ■ 上記以外のものは避難準備を開始する。	緊急安全確保（警戒レベル5)	■ 既に災害が発生しているか切迫している状況。 ■ 既に安全な避難ができず、命が危険な状況。	■ 既に避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく。 ■ 避難中の場合は安全な施設へ緊急的な避難する。避難が困難な者は屋内のより安全な部屋等へ避難（上階への垂直避難や崖側から離れるなど）。
風-58	土砂災害の発生が予見される又は発生した場合には、土砂災害警戒区域のある（隣接する）17 コミュニティエリアの近隣センター及び富勢中学校、手賀東小学校、沼南高柳高校の20 箇所を初動開設し、災害の規模に応じて段階的に他避難所を開設していくこととする。			土砂災害の発生が予見される又は発生した場合には、土砂災害警戒区域のある（隣接する）43 コミュニティエリアの近隣センター及び富勢中、手賀東小、沼南高柳高の46 箇所を初動開設し、災害の規模に応じて段階的に他避難所を開設していくこととする。		
風-63	項目	担当部局	関係機関	項目	担当部局	関係機関
	1 水防活動	危機管理部 土木部 消防局	消防団、防災関係機関	1 水防活動	危機管理部 土木部 消防局	消防団、防災関係機関
	2 水防活動における情報伝達	危機管理部 土木部 消防局	国、県	2 水防活動における情報伝達	危機管理部 土木部 消防局	国、県
	3 洪水予報の伝達	危機管理部 土木部 消防局	国、県	3 洪水予報の伝達	危機管理部 土木部 消防局	国、県
	4 消防機関の出動体制	消防局	国、県、消防団	4 消防機関の出動体制	消防局	国、県、消防団
	5 巡視及び警戒	土木部 上下水道局、消防局	国、県、消防団	5 巡視及び警戒	土木部、消防局	国、県、消防団

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
	6	水防作業	消防局	国、県、消防団	6	水防作業	消防局	国、県、消防団
	7	樋管操作	土木部、 上下水道局	国、県	7	樋管操作	土木部	国、県
	8	緊急通行	危機管理部、土木部、消防局	国、県、消防団、柏警察署	8	緊急通行	危機管理部、土木部、消防局	国、県、消防団、柏警察署
	9	決壊時の処置並びに決壊後の処置	土木部、消防局	国、県、消防団、柏警察署、防災関係機関	9	決壊時の処置並びに決壊後の処置	土木部、消防局	国、県、消防団、柏警察署、防災関係機関
	10	水防配備の解除	危機管理部、土木部	国、県	10	水防配備の解除	危機管理部、土木部	国、県
	11	費用負担と公用負担	危機管理部、土木部、消防局	防災関係機関	11	費用負担と公用負担	危機管理部、土木部、消防局	防災関係機関
	12	水防報告等	危機管理部、土木部、消防局	国、県、消防団、柏警察署、防災関係機関	12	水防報告等	危機管理部、土木部、消防局	国、県、消防団、柏警察署、防災関係機関
風-64	田中調節池				田中調整池			
風-66		体制発表時	水防配備体制と活動内容			体制発表時	水防配備体制と活動内容	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新				旧			
	災害対策本部設置	非常第一配備体制	【始期】 ○ 次の1以上の場合は、非常第一配備体制に入る。 1 市域に重大な災害が発生する恐れがあるとき 2 市長が必要と認めるとき ※災害対策本部を設置したときは、水防本部は災害対策本部に統合される（以下同じ。）。 【終期】 ○ 次の1以上の場合は、非常第一配備体制を解除する。 1 被害が拡大するおそれがなく、市長が非常第一配備体制をとる必要がなくなつたと認めるとき 2 非常第一配備体制から非常第二配備体制に入ったとき	○ 人員配備 風水害等編 第3章 第1節 第1 2 配備体制の表による。 ○ 災害対策本部事務分掌（資料編 1-2）により、災害応急活動を実施する。 1 水防配備体制による水防活動及び水防事務を強化 2 水防活動の記録及び現場写真・映像の撮影 3 水防資器材の使用状況記録 4 公用負担証書の発行及び記録 5 避難所施設の確保及び避難誘導 6 非常第二配備体制への体制移行事務の確認	災害対策本部設置	非常第一配備体制	【始期】 ○ 次の1以上の場合は、非常第一配備体制に入る。 1 市域に局地的災害が発生したとき 2 市域に局地的災害が発生するおそれがあるとき 3 市長が必要と認めるとき ※災害対策本部を設置したときは、水防本部は災害対策本部に統合される（以下同じ。）。 【終期】 ○ 次の1以上の場合は、非常第一配備体制を解除する。 1 被害が拡大するおそれがなく、市長が非常第一配備体制をとる必要がなくなつたと認めるとき 2 非常第一配備体制から非常第二配備体制に入ったとき	○ 人員配備 風水害等編 第3章 第1節 第1 2 配備体制の表による。 ○ 災害対策本部事務分掌（資料編 1-2）により、災害応急活動を実施する。 1 水防配備体制による水防活動及び水防事務を強化 2 水防活動の記録及び現場写真・映像の撮影 3 水防資器材の使用状況記録 4 公用負担証書の発行及び記録 5 避難所施設の確保及び避難誘導 6 非常第二配備体制への体制移行事務の確認

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新		旧	
	非常第二配備体制	【始期】 ○ 次の1以上の場合は、非常第二配備体制に入る。 1 市域に重大な災害が発生したとき 2 柏市に気象に関する特別警報が発令されたとき 3 市長が必要と認めるとき 【終期】 ○ 次の1以上の場合は、非常第二配備体制を解除する。 1 被害が拡大するおそれがなく、市長が非常第二配備体制をとる必要がなくなったと認めるとき 2 非常第二配備体制から非常第三配備体制に入ったとき	非常第二配備体制	【始期】 ○ 次の1以上の場合は、非常第二配備体制に入る。 1 市域広範囲に災害が発生したとき 2 市長が必要と認めるとき 新設 【終期】 ○ 次の1以上の場合は、非常第二配備体制を解除する。 1 被害が拡大するおそれがなく、市長が非常第二配備体制をとる必要がなくなったと認めるとき 2 非常第二配備体制から非常第三配備体制に入ったとき
風-69	田中調整池		田中調整池	
風-74	ア 市長（水防管理者）は、あらかじめ操作員を定めておくものとする。 イ 担当部局は、気象状況等により操作員との連絡体制を確立しておくものとする。 ウ 操作員は、河川管理者の定める操作規則により操作するものとする。 エ 操作員は、平素はもとより気象状況に応じて洪水等が予想される場合は、直ちに工作物の点検を行うものとする。 オ 担当部局は、操作基準により、必要な事項について操作員に熟知させてお		ア 市長（水防管理者）は、あらかじめ操作員を定めておくものとする。 イ 河川排水課は、気象状況等により操作員との連絡体制を確立しておくものとする。 ウ 操作員は、河川管理者の定める操作規則により操作するものとする。 エ 操作員は、平素はもとより気象状況に応じて洪水等が予想される場合は、直ちに工作物の点検を行うものとする。 オ 河川排水課は、操作基準により、必要な事項について操作員に熟知させ	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
	くものとする。	ておくものとする。

第3章 第4節 被災者生活を支援する

風-78	柏市の主要幹線道路中、交通量の多いのは国土交通省所管の国道6号及び国道16号、県所管の松戸柏線等の一般県道、及び幹線市道であるが、除雪が必要な場合には、市土木部長は関係機関と密接に連絡協議し、相互に協力を行うものとする。			柏市の主要幹線道路中、交通量の多いのは国土交通省所管の国道6号及び国道16号、県所管の松戸柏線等の一般県道、及び幹線市道であるが、除雪が必要な場合には、市土木部長は次表の機関と密接に連絡協議し、相互に協力を行うものとする。		
風-80	項目	担当部局	関係機関	項目	担当部局	関係機関
	1 保健衛生活動	健康医療部、福祉部、経済産業部、環境部	柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、千葉県接骨師会柏・我孫子支部	1 保健衛生活動	※震災編の定め に準じる	※震災編の定め に準じる
	2 し尿処理対策	健康医療部、環境部、上下水道局、経済産業部	トイレレンタル業者、柏市浄化槽対策協議会、協定締結市	2 し尿処理対策	同上	同上

大規模事故編

第2章 第2節 危険物等災害対策計画

大-12		施 設 別		件 数	施 設 別		件 数		施 設 別		件 数	施 設 別		件 数		
		製 造 所		10	取 扱 所	給油取扱所			74	製 造 所		10	取 扱 所	給油取扱所		74
		貯 蔵 所	屋内貯蔵所	82		第一種販売			4	貯 蔵 所	屋内貯蔵所	83		第一種販売		4
			屋外タンク	31		第二種販売			1		屋外タンク	31		第二種販売		1
			屋内タンク	2		一般取扱所			56		屋内タンク	2		一般取扱所		55
			地下タンク	94		計			411		地下タンク	92		計		409
		簡易タンク	1	令和6年4月1日現在		簡易タンク	1		令和6年4月1日現在							

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新					旧												
			移動タンク	49	(消防局)			移動タンク	49	(消防局)								
			屋外貯蔵所	7				屋外貯蔵所	7									
大-17	火薬類取扱事業所 <table><tr><td>施設の種類</td><td>事業所数</td></tr><tr><td>花火製造所</td><td>1</td></tr></table> 令和6年4月1日現在（消防局）					施設の種類	事業所数	花火製造所	1	火薬類取扱事業所 <table><tr><td>施設の種類</td><td>事業所数</td></tr><tr><td>花火製造所</td><td>1</td></tr></table> 令和元年12月16日現在（消防局）					施設の種類	事業所数	花火製造所	1
施設の種類	事業所数																	
花火製造所	1																	
施設の種類	事業所数																	
花火製造所	1																	
大-18	(1) 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者 ア 毒物劇物取扱責任者の設置 毒物又は劇物を直接に取り扱う毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。 イ 管理体制の整備 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故等の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。 ウ 施設の保守点検 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整理し、事故の未然防止に当たる。 エ 教育訓練の実施 毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。 オ 削除					(1) 毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者等 ア 毒物劇物取扱責任者の設置 毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。 イ 管理体制の整備 毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故等の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。 ウ 施設の保守点検 毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整理し、事故の未然防止に当たる。 エ 教育訓練の実施 毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。 オ―届出が不要な業務上取扱者 上記イからエにより危害防止に努める。―												
大-18	毒物劇物販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対して立ち入り検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。					毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者等に対して立ち入り検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。												

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧																																			
第2章 第3節 航空機災害対策計画																																					
大-23	(4) 下総航空基地またはその近隣で大規模な航空機事故等が発生したときに避難所として開設する施設は、高柳及び手賀近隣センター、学校などの指定避難所のほか、被害状況に応じて、物資の 地域内輸送拠点 候補施設としている沼南体育館についても避難所として開設する。	(4) 下総航空基地またはその近隣で大規模な航空機事故等が発生したときに避難所として開設する施設は、高柳及び手賀近隣センター、学校などの指定避難所のほか、被害状況に応じて、物資 集積所 候補施設としている沼南体育館についても避難所として開設する。																																			
第2章 第5節 道路災害対策計画																																					
大-30	危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「 特定毒物 」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」及び火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。	危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「 特定劇物 」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」及び火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。																																			
第2章 第6節 水道水質事故災害対策計画																																					
大-35	応急給水所については「震災編 第2章 第3節 第3-4」を参照。	【応急給水所】 令和6年3月現在 <table><tr><th></th><th>設備名</th><th>箇所数</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="7">飲料水</td><td>井戸付貯水装置</td><td>16</td><td rowspan="2">各コミュニティエリアに最低1箇所整備</td></tr><tr><td>耐震性貯水槽</td><td>8</td></tr><tr><td>民間協定井戸</td><td>6</td><td>新たな協定締結を推進</td></tr><tr><td>水源地</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>給水タンク</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>42</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">生活用水</td><td>防災用簡易井戸</td><td>23</td><td>手押し式</td></tr><tr><td>災害用井戸協力の家</td><td>30</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>53</td><td></td></tr></table>		設備名	箇所数	備考	飲料水	井戸付貯水装置	16	各コミュニティエリアに最低1箇所整備	耐震性貯水槽	8	民間協定井戸	6	新たな協定締結を推進	水源地	5		給水タンク	6		その他	4		計	42		生活用水	防災用簡易井戸	23	手押し式	災害用井戸協力の家	30		計	53	
	設備名	箇所数	備考																																		
飲料水	井戸付貯水装置	16	各コミュニティエリアに最低1箇所整備																																		
	耐震性貯水槽	8																																			
	民間協定井戸	6	新たな協定締結を推進																																		
	水源地	5																																			
	給水タンク	6																																			
	その他	4																																			
	計	42																																			
生活用水	防災用簡易井戸	23	手押し式																																		
	災害用井戸協力の家	30																																			
	計	53																																			
大-36	人命保護に係る医療機関等に優先的に給水車を配車するため、予め各医療機関における次の事項を事前に把握し、優先性を考慮した給水体制を整える。	人命保護に係る医療機関等に優先的に給水車を配車するため、予め各医療機関における次の事項を事前に把握し、優先性を考慮した給水体制を整える。																																			

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧
	■災害拠点病院及び災害医療協力病院指定の有無 ■透析医療の有無 ※応急給水優先病院一覧・・・・・・・・【資料編 10-4】	■災害拠点病院及び災害医療協力病院指定の有無 ■透析医療の有無 新設
大-36	千葉県水政課や日本水道協会千葉県支部等に、給水車による応急給水の要請を行う。給水車の配車は災害拠点病院及び災害医療協力病院等の 応急給水優先病院 、給水タンクによる応急給水拠点に行う。	千葉県水政課や日本水道協会千葉県支部等に、給水車による応急給水の要請を行う。給水車の配車は災害拠点病院及び災害医療協力病院等の 優先給水施設 、給水タンクによる応急給水拠点に行う。

第2章 第7節 富士山等の噴火に伴う降灰対策計画

大-43	担当部局	関係機関		担当部局	関係機関
	全部局	県、気象庁、柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、千葉県柔道整復師会、DMAT、日本赤十字社、JMAT、DPAT、ライフライン機関、報道機関		全部局	県、気象庁、柏市医師会、柏歯科医師会、 柏市薬剤師会 、千葉県柔道整復師会、DMAT、日本赤十字社、JMAT、DPAT、ライフライン機関、報道機関
大-46	施設・設備	被害事例		施設・設備	被害事例
	電気設備	火山灰の荷重により、電線が切れる 雨を含んだ火山灰が、碍子に付着して絶縁不良を起こしてショートする		電気設備	火山灰の荷重により、電線が切れる 雨を含んだ火山灰が、碍子に付着して絶縁不良を起こしてショートする
	上水道	水道施設内のろ過池への降灰により、濁水となり取水ができなくなる 火山灰は火山ガスが付着しているため、状況によっては、水中のフッ素や塩素等の値が上昇する		上水道	水道施設内のろ過池への降灰により、濁水となり取水ができなくなる 火山灰は火山ガスが付着しているため、状況によっては、水中のフッ素や塩素等の値が上昇する
	下水道	火山灰が下水道管に溜まり流れが悪くなる		新設	新設
	道路	火山灰が側溝に溜まり、流れが悪くなる		道路	火山灰が側溝に溜まり、流れが悪くなる
	鉄道	分岐器に火山灰が堆積し、運行に支障が出る		鉄道	分岐器に火山灰が堆積し、運行に支障が出る
	大-46	県や災害応急対策の協定締結先と連携し管渠、調整池等の降灰除去を実施する。		県や災害応急対策の協定締結先と連携し管渠、 処理場 等の降灰除去を実施する。	

柏市地域防災計画 新旧対照表

ページ	新	旧